

# 妹背牛町地域防災計画

《資料編》

令和8年3月

妹背牛町防災会議



## 目次

<b>1 防災組織</b> .....	<b>1</b>
資料1-1 妹背牛町防災会議構成図 .....	1
資料1-2 災害対策本部 .....	2
資料1-3 災害対策本部の業務分担 .....	3
<b>2 消防組織及び消防施設の現況</b> .....	<b>7</b>
資料2-1 消防機構 .....	7
資料2-2 出動区分 .....	7
資料2-3 消防相互応援協定締結相手機関 .....	8
資料2-4 消防施設 .....	8
<b>3 気象等に関する資料</b> .....	<b>9</b>
資料3-1 警報基準・注意報基準 .....	9
資料3-2 気象庁震度階級関連解説表 .....	10
<b>4 町の災害に関する資料等</b> .....	<b>14</b>
資料4-1 過去の災害 .....	14
資料4-2 地震の想定 .....	16
<b>5 災害危険区域等に関する資料</b> .....	<b>66</b>
資料5-1 洪水浸水想定区域 .....	66
資料5-2 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧 .....	76
<b>6 避難等</b> .....	<b>77</b>
資料6-1 避難場所一覧 .....	77
資料6-3 避難情報発令の判断 .....	85
資料6-4 炊き出し施設 .....	88
<b>7 物資・資機材・医療等</b> .....	<b>89</b>
資料7-1 防災資機材保有状況 .....	89
資料7-2 備蓄状況 .....	90
資料7-3 医療機関一覧 .....	91
<b>8 通信・交通・インフラ等に関する資料</b> .....	<b>92</b>
資料8-1 標章 .....	92
資料8-2 ヘリコプター離着陸場所在地 .....	92
<b>9 条例・要綱・要領・協定等</b> .....	<b>93</b>
資料9-1 妹背牛町防災会議条例 .....	93

資料9-2	妹背牛町防災会議運営規程	95
資料9-3	妹背牛町災害対策本部条例	96
資料9-4	妹背牛町災害時備蓄庫設置及び管理に関する条例	97
資料9-5	災害復旧事業等に係る事業別国庫負担等一覧	98
資料9-6	応急金融の概要	102
資料9-7	妹背牛町罹災証明書等交付要綱	115
資料9-8	災害情報等報告取扱要領	117
資料9-9	火災・災害等即報要領	128
資料9-10	緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画	149
資料9-11	緊急消防援助隊受援計画	160
資料9-12	北海道雪害対策実施要綱	171
資料9-13	北海道融雪災害対策実施要綱	177
資料9-14	被災宅地危険度判定実施要綱	181
資料9-15	応援協定	187
<b>10</b>	<b>水防に関する資料</b>	<b>188</b>
資料10-1	水防工法	188
資料10-2	水防工法一覧表	194
資料10-3	水防立入検査証	198
資料10-4	公用負担権限委任証	198
資料10-5	公用負担命令票	199
資料10-6	水防報告様式例	200
<b>11</b>	<b>様式</b>	<b>201</b>
様式1	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	201
様式2	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	202
様式3	救急患者の緊急搬送情報伝達票	203
様式4	自衛隊災害派遣要請	204
様式5	自衛隊災害派遣撤収要請	205
様式6	公用令書	206
様式7	罹災証明書に関する様式	209
様式8	気象情報等受理簿	216
様式9	炊き出し給与状況	217
様式10	世帯構成員別被害状況	218
様式11	物資購入（配分）計画表	218
様式12	物資受払簿	219
様式13	物資給与及び受領簿	219
様式14	応急仮設住宅台帳	220
様式15	住宅応急修理記録簿	221



# 1 防災組織

資料 1 - 1 妹背牛町防災会議構成図



資料1-2 災害対策本部

本部長：町長  
 副本部長：副町長・教育長  
 本部員会議：課長・局長・室長  
 事務局：総務課総務グループ

班名	班長	構成	
		課	グループ
総務班	総務課長	総務課	総務グループ
			税務グループ
		財務グループ	
		議会事務局	
企画振興班	企画振興課長	企画振興課	企画振興グループ
民生班	住民課長	住民課	住民グループ
			保険グループ
健康福祉班	健康福祉課長	健康福祉課	健康グループ
			福祉グループ
			地域包括支援グループ
			保育グループ
農政班	農政課長	農政課	農政グループ
		農業委員会	
土木班	建設課長	建設課	建設グループ
			上下水道グループ
教育班	教育課長	教育課	学校教育グループ
			社会教育グループ

深川地区消防組合

深川消防署妹背牛支署	妹背牛支署長		
妹背牛消防団	妹背牛消防団長		

## 資料1-3 災害対策本部の業務分担

### 総務班

- 1 災害対策の総括に関する事。
- 2 災害対策本部の設置及び運営に関する事。
- 3 防災会議に関する事。
- 4 防災会議及びその他関係機関との連絡調整に関する事。
- 5 気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の収集及び伝達に関する事。
- 6 災害時の非常通信計画の作成及び実施に関する事。
- 7 被害状況及び措置概要の取りまとめ並びに報告に関する事。
- 8 庁内の非常配備体制に関する事。
- 9 各班との連絡調整に関する事。
- 10 自衛隊派遣要請に関する事。
- 11 職員の非常招集に関する事。
- 12 職員等の食糧・寝具等の調達及び配布に関する事。
- 13 職員の被害状況調査に関する事。
- 14 車の借上及び町有車両の運行管理に関する事。
- 15 災害時の輸送計画及び車両の運行実施に関する事。
- 16 班内の連絡調整に関する事。
- 17 住民組織の出動要請に関する事。
- 18 気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の広報に関する事。
- 19 被害情報の発表等の報道機関との連絡に関する事。
- 20 被災地の巡回公聴活動に関する事。
- 21 被害者名簿の作成に関する事。
- 22 救助法の適用業務に関する事。
- 23 避難情報の発令に関する事。
- 24 災害補償に関する事。
- 25 炊き出し及び食品給与に関する事。
- 26 災害時の防犯に関する事。
- 27 災害時における交通安全に関する事。
- 28 災害時の危険物の保安に関する事。
- 29 その他各班に属さない事。
- 30 災害予算及び決算に関する事。
- 31 災害応急及び復旧対策に要する資金計画に関する事。
- 32 災害応急対策等に要する資材・物品の購入及び経理に関する事。
- 33 町有財産の被害調査及び復旧対策に関する事。
- 34 義援金品の受付、配布に関する事。
- 35 救援物資に関する調達、給与に関する事。

36 避難場所の開設・運営・閉所の総括に関すること。

#### 企画振興班

- 1 災害情報記事の災害写真の撮影・収集に関すること。
- 2 災害日誌及び記録に関すること。
- 3 商工業者の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 4 被災商工業者の援護及び経営指導に関すること。
- 5 災害時の消費物価の確保に関すること。
- 6 災害時の物価対策に関すること。
- 7 労務相談及び労務者の雇い上げに関すること。
- 8 避難場所の開設・運営・閉所に関すること。

#### 民生班

- 1 住民の避難誘導に関すること。
- 2 被災相談に関すること。
- 3 行方不明者の捜索に関すること。
- 4 遺体の火葬に関すること。
- 5 被災地の環境衛生に関すること。
- 6 班内の連絡調整に関すること。
- 7 災害時の防疫に関すること。
- 8 被災地の死亡獣畜の処理等に関すること。
- 9 災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること。
- 10 医療施設の被害状況及び応急対策等に関すること。
- 11 班内の連絡調整に関すること。
- 12 避難場所の開設・運営・閉所に関すること。

#### 健康福祉班

- 1 要支援者の避難誘導に関すること。
- 2 保育所園児の避難誘導及び災害時の保育所の管理運営に関すること。
- 3 福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。
- 4 日赤救助機関との連絡調整に関すること。
- 5 保健所及び医療機関等との連絡調整に関すること。
- 6 災害時の医療及び助産に関すること。
- 7 被災者の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関すること。
- 8 被災者の健康管理指導に関すること。
- 9 医療対策本部の設置における医療部隊の編成及び巡回診療等運営に関すること。
- 10 医療救護所の設置運営に関すること。
- 11 医療部隊の出動等、医療活動を実施した際の「救急医療活動報告書」の作成に関すること。

### 農政班

- 1 農業施設及び農作物等の被害調査及び応急対策等に関すること。
- 2 農地及び農業施設の災害復旧対策に関すること。
- 3 被災農家の援護に関すること。
- 4 農作物の防疫に関すること。
- 5 農業協同組合等との連絡調整に関すること。
- 6 家畜の被害調査及び応急対策等に関すること。
- 7 家畜の防疫及び衛生に関すること。
- 8 土地改良事業の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 9 災害時の応急食糧の確保・供給に関すること。
- 10 その他農業被害に関し各班に属さないこと。

### 土木班

- 1 道路橋りょう及び河川の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること。
- 2 交通不能箇所の調査及び運行路線の確保に関すること。
- 3 除雪に関すること。
- 4 障害物の撤去に関すること。
- 5 災害応急資材の確保、輸送及び配分に関すること。
- 6 建築物の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 7 応急仮設住宅の設置に関すること。
- 8 災害時における住宅等の応急修理に関すること。
- 9 災害時の建築用資材の確保、供給に関すること。
- 10 被災地の住宅建築指導に関すること。
- 11 土木建設用機械の確保・運用に関すること。
- 12 内水排除活動及び連絡調整に関すること。
- 13 内水排除に要する応急資器材の調達・配置・保管等に関すること。
- 14 班内の連絡調整に関すること。
- 15 災害時における非常応急給水に関すること。
- 16 水道施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 17 被災地の水道料金等の減免等に関すること。
- 18 下水道施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- 19 関係河川の水位雨量の情報収集に関すること。
- 20 一般的被害（人的被害・住宅被害・非住宅被害）の調査に関すること。
- 21 避難施設の設計計画及び実施に関すること。
- 22 班内の連絡調整に関すること。

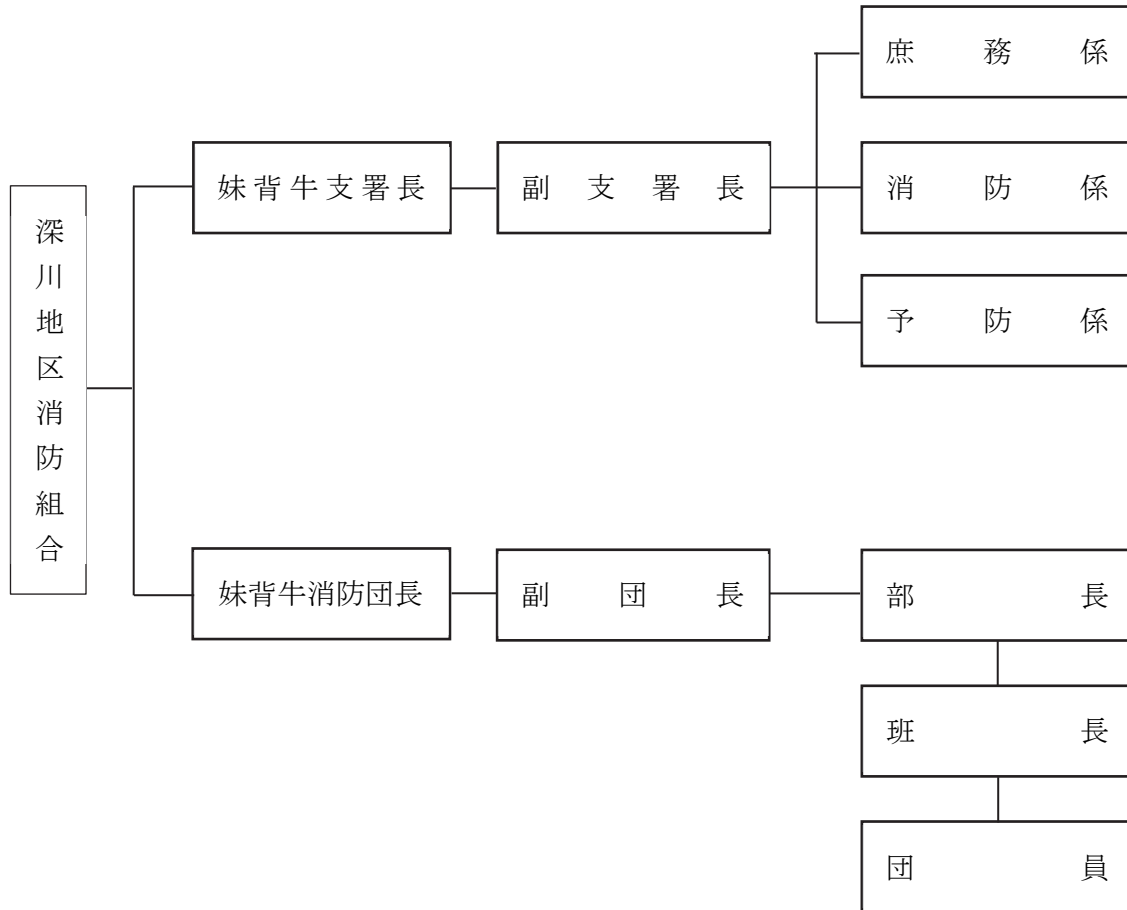
### 教育班

- 1 災害時における児童・生徒の避難誘導に関すること。
- 2 教育施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。

- 3 災害時の応急教育に関する事。
- 4 被災児童・生徒に対する学用品・教科用図書等の給与に関する事。
- 5 被災学校の医療及び防疫等に関する事。
- 6 災害時の学校経営指導に関する事。
- 7 社会教育施設入場者の避難誘導に関する事。
- 8 社会教育施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。
- 9 文化財等の保護及び応急対策等に関する事。
- 10 災害時における学校給食の確保に関する事。
- 11 共同給食調理施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。
- 12 班内の連絡調整に関する事。

## 2 消防組織及び消防施設の現況

資料2-1 消防機構



資料2-2 出動区分

地域	出動区分		第 1 出 動	
	警 戒 ・ 調 査 出 動			
妹背牛町全域	妹背牛支署	1 隊	妹背牛支署	1 隊
	消防団	1 隊	消防団	1 隊

資料2-3 消防相互応援協定締結相手機関

協定締結機関	締結年月日	連絡先	構成市町村
滝川地区広域消防事務組合	S50.10.1	0125-23-1252	滝川市 芦別市 赤平市 新十津川町 雨竜町

資料2-4 消防施設

令和7年11月1日現在

区分 所属	車種	登録番号	名称	年式	購入	馬力	ポンプ		無線呼出名称	備考
					年月		製作所	級別		
支署	日野	旭川800 は1331	タンク車	H21	H22.2	380	日本機械	A-2	もせうしたんく1	水6t
	いすゞ	旭川831 さ119	付水槽車	H15	H15.10	370	モリタ	B-2	もせうしすいそう1	水10t
	トヨタ	旭川800 さ2122	連絡車	H13	H13.6	200			もせうしこうほう1	
		旭川800 ほ・・83	人員 搬送車	R3	R3.6	160				
消防団	日野	旭川830 す2119	2号車	H22	H23.2	220	日本機械	A-2	もせうし2	
	シバウラ		小型ポンプ	H22	H23.2	18	シバウラ	C-1		予備

※連絡車にあつては、令和8年3月31日で廃車予定

※令和8年3月31日までに、『多目的積載車』を配備予定（消防団管理）

※令和8年3月31日までに、『小型ポンプ』を配備予定（消防団管理）

## 3 気象等に関する資料

## 資料3-1 警報基準・注意報基準

令和7年5月29日現在

妹背牛町	府県予報区		石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域		空知地方	
	市町村等をまとめた地域		北空知	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		流域雨量指数基準	芽生川流域=7.4 大鳳川流域=13.2
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流 [納内] 雨竜川 [雨竜橋]
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	16m/s雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
	波浪		有義波高	—
	高潮		潮位	—
	注意報	大雨		表面雨量指数基準
			土壌雨量指数基準	110
洪水			流域雨量指数基準	芽生川流域=5.9 大鳳川流域=10.5
			複合基準*1	雨竜川流域= (5, 34.6)
			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流 [納内] 雨竜川 [雨竜橋]
強風			平均風速	12m/s
風雪			平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪			降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
波浪			有義波高	—
高潮			潮位	—
雷			落雷等により被害が予想される場合	
融雪			70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧			視程	200m
乾燥			最小湿度30% 実効湿度60%	
なだれ				
低温			5月～10月：(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：(最低気温) 平年より8℃以上低い	
霜			最低気温3℃以下	
着氷				
着雪			気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量 100mm	

※1：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

### 資料3-2 気象庁震度階級関連解説表

#### 使用にあたっての留意事項

- 1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

#### ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じ	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
	る。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建築（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 4 町の災害に関する資料等

## 資料4-1 過去の災害

(令和7年12月現在)

年月日	災害の種類	災害の概要
昭和56年8月	水害	集中豪雨 被害総額 454,481千円 床上浸水 28戸 床下浸水 114戸 農業被害 1,432ha
昭和63年8月	水害	集中豪雨 被害総額 530,081千円 床上浸水 40戸 床下浸水 125戸 農業被害 810ha 土木被害 7か所
平成14年1月	風害	強風 被害総額 104,909千円 住宅被害 31戸 非住宅被害 29棟
平成16年9月8日	暴風	台風18号 被害総額 608,982千円 住宅被害 一部破損 87戸 非住宅被害 全・半壊 188棟 農業被害 田 2,318件 76,860千円 畑 64件 64,124千円 農業用施設 374件 376,098千円 公立文教被害 3件 1,610千円
平成17年11月29日	暴風	暴風 被害総額 3,215千円 住宅被害 一部破損 1戸 非住宅被害 全壊 1棟 農業被害 営農施設 13件 2,915千円
平成22年3月21日	暴風	暴風 被害総額 7,330千円 非住宅被害 半壊 1棟 農業被害 農業施設 13件 7,330千円
平成23年9月2日	豪雨	浸水被害 被害総額 2,000千円 農業被害 水稲 2,897ha 小豆 246ha 大豆 656ha 黒大豆 一部 花卉 77ha そば 121ha

年月日	災害の種類	災害の概要
平成30年7月3日	豪雨	浸水被害（河川敷地）被害総額 8,950千円 農業被害 3件 66.2ha（牧草）
平成30年9月3日	地震	3:07 地震発生 全町停電 3:30 総務グループ集合 非常発電機発動 印刷機1台、パソコン1台動力確保 6:00 災害対策本部設置 15:00 全町の電気復旧 16:00 災害対策本部廃止

## 資料4-2 地震の想定

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		3. 十勝平野断層帯主部 (モデル30_3) の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.0	5.0	5.0
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2
		崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2
		崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5)火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
	下水道の被害	被害延長(km)	0.2km	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	12世帯	12世帯	12世帯
		※機能支障人口	31人	31人	31人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員1/4)	-	-	-	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	11箇所	11箇所	11箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない			※2 急傾斜地なし		

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		4. 十勝平野断層帯主部 (モデル45_2) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.7	4.7	4.7	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
半壊棟数	0棟	0棟	0棟		
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
避難所外避難者数		0人	0人	0人	
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員1/4)	-	-	-	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.1km	0.1km	0.1km
		機能支障世帯数	8世帯	8世帯	8世帯
		※機能支障人口	20人	20人	20人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
復旧日数(人員1/4)		-	-	-	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	9箇所	9箇所	9箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		5. 十勝平野断層帯主部 (モデル45_5) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.0	5.0	5.0	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.2km	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	12世帯	12世帯	12世帯
※機能支障人口		30人	30人	30人	
復旧日数(人員1/2)		—	—	—	
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	11箇所	11箇所	11箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		6. 富良野断層帯西部（モデル30_2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.6	5.6	5.6	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	18棟	7棟	18棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	19棟	7棟	19棟
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	149人	144人	149人
避難所外避難者数		80人	78人	80人	
避難者数計		229人	222人	229人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	16箇所	16箇所	16箇所
		断水世帯数(直後)	638世帯	638世帯	638世帯
		※断水人口(直後)	1,608人	1,608人	1,608人
		断水世帯数(1日後)	335世帯	335世帯	335世帯
		※断水人口(1日後)	843人	843人	843人
		断水世帯数(2日後)	321世帯	321世帯	321世帯
		※断水人口(2日後)	808人	808人	808人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.8km	0.8km	0.8km
		機能支障世帯数	44世帯	44世帯	44世帯
		※機能支障人口	111人	111人	111人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	24箇所	24箇所	24箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		7. 富良野断層帯西部 (モデル30_5) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.6	5.6	5.6	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	15棟	6棟	15棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	15棟	6棟	15棟		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	136人	132人	136人
避難所外避難者数		73人	71人	73人	
避難者数計		209人	203人	209人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	15箇所	15箇所	15箇所
		断水世帯数(直後)	592世帯	592世帯	592世帯
		※断水人口(直後)	1,490人	1,490人	1,490人
		断水世帯数(1日後)	309世帯	309世帯	309世帯
		※断水人口(1日後)	779人	779人	779人
		断水世帯数(2日後)	296世帯	296世帯	296世帯
		※断水人口(2日後)	745人	745人	745人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
	下水道の被害	被害延長(km)	0.8km	0.8km	0.8km
		機能支障世帯数	42世帯	42世帯	42世帯
		※機能支障人口	106人	106人	106人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
復旧日数(人員1/4)	-	-	-		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	24箇所	24箇所	24箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		8. 富良野断層帯西部 (モデル45_3) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.5	5.5	5.5	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	13棟	5棟	13棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	13棟	6棟	13棟		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	117人	113人	117人
避難所外避難者数		63人	61人	63人	
避難者数計		180人	174人	180人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	12箇所	12箇所	12箇所
		断水世帯数(直後)	507世帯	507世帯	507世帯
		※断水人口(直後)	1,278人	1,278人	1,278人
		断水世帯数(1日後)	266世帯	266世帯	266世帯
		※断水人口(1日後)	669人	669人	669人
		断水世帯数(2日後)	253世帯	253世帯	253世帯
		※断水人口(2日後)	638人	638人	638人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km
		機能支障世帯数	28世帯	28世帯	28世帯
		※機能支障人口	69人	69人	69人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	22箇所	22箇所	22箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		9. 増毛山地東縁断層帯 (モデル30_2) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.5	6.5	6.5	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B (箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C (箇所)	※2	※2	※2	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	415棟	164棟	415棟
		揺れによる半壊棟数	586棟	370棟	586棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟	1棟	1棟
		液状化による半壊棟数	2棟	2棟	2棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	416棟	165棟	416棟
半壊棟数	588棟	372棟	588棟		
(5) 火災被害	全出火件数	2件	1件未満	14件	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	7件	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	7棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	6人	1人未満	4人
		揺れによる重傷者数	4人	2人	3人
		揺れによる軽傷者数	72人	23人	47人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人
	計	死者数	6人	1人未満	5人
		重傷者数	4人	2人	3人
		軽傷者数	72人	23人	48人
	避難者数	避難所生活者数	888人	663人	890人
避難所外避難者数		478人	357人	479人	
避難者数計		1,366人	1,021人	1,370人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	285箇所	285箇所	285箇所
		断水世帯数(直後)	1,273世帯	1,273世帯	1,273世帯
		※断水人口(直後)	3,206人	3,206人	3,206人
		断水世帯数(1日後)	1,165世帯	1,165世帯	1,165世帯
		※断水人口(1日後)	2,933人	2,933人	2,933人
		断水世帯数(2日後)	1,161世帯	1,161世帯	1,161世帯
		※断水人口(2日後)	2,925人	2,925人	2,925人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
	下水道の被害	被害延長(km)	2.5km	2.5km	2.5km
		機能支障世帯数	135世帯	135世帯	135世帯
		※機能支障人口	340人	340人	340人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
復旧日数(人員1/4)	-	-	-		
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	36箇所	36箇所	36箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	通行支障箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		10. 増毛山地東縁断層帯 (モデル45_1) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.4	6.4	6.4	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	186棟	65棟	186棟
		揺れによる半壊棟数	444棟	222棟	444棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟	1棟	1棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	187棟	66棟	187棟
半壊棟数	446棟	224棟	446棟		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	8件	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	4件	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	4棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	2人	1人未満	2人
		揺れによる重傷者数	4人	1人	3人
		揺れによる軽傷者数	51人	12人	36人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	2人	1人未満	2人
		重傷者数	4人	1人	3人
		軽傷者数	51人	12人	37人
	避難者数	避難所生活者数	692人	552人	694人
避難所外避難者数		373人	297人	374人	
避難者数計		1,065人	850人	1,068人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	179箇所	179箇所	179箇所
		断水世帯数(直後)	1,259世帯	1,259世帯	1,259世帯
		※断水人口(直後)	3,170人	3,170人	3,170人
		断水世帯数(1日後)	1,092世帯	1,092世帯	1,092世帯
		※断水人口(1日後)	2,749人	2,749人	2,749人
		断水世帯数(2日後)	1,086世帯	1,086世帯	1,086世帯
		※断水人口(2日後)	2,735人	2,735人	2,735人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	2.4km	2.4km	2.4km
		機能支障世帯数	129世帯	129世帯	129世帯
		※機能支障人口	324人	324人	324人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	35箇所	35箇所	35箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	通行支障箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		11. 増毛山地東縁断層帯 (モデル45_2) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.6	6.6	6.6	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B (箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C (箇所)	※2	※2	※2	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	552棟	235棟	552棟
		揺れによる半壊棟数	601棟	420棟	601棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟	1棟	1棟
		液状化による半壊棟数	2棟	2棟	2棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	553棟	236棟	553棟
半壊棟数	604棟	422棟	604棟		
(5) 火災被害	全出火件数	2件	1件未満	17件	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	8件	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	8棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	9人	1人	7人
		揺れによる重傷者数	3人	2人	2人
		揺れによる軽傷者数	54人	30人	36人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人
	計	死者数	9人	1人	7人
		重傷者数	3人	2人	3人
		軽傷者数	54人	30人	38人
	避難者数	避難所生活者数	980人	719人	983人
避難所外避難者数		528人	387人	529人	
避難者数計		1,507人	1,107人	1,512人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	335箇所	335箇所	335箇所
		断水世帯数(直後)	1,276世帯	1,276世帯	1,276世帯
		※断水人口(直後)	3,214人	3,214人	3,214人
		断水世帯数(1日後)	1,184世帯	1,184世帯	1,184世帯
		※断水人口(1日後)	2,982人	2,982人	2,982人
		断水世帯数(2日後)	1,182世帯	1,182世帯	1,182世帯
		※断水人口(2日後)	2,975人	2,975人	2,975人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
	下水道の被害	被害延長(km)	3.5km	3.5km	3.5km
		機能支障世帯数	191世帯	191世帯	191世帯
		※機能支障人口	481人	481人	481人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
復旧日数(人員1/4)	-	-	-		
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	40箇所	40箇所	40箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		不通箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	通行支障箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		12. 増毛山地東縁断層帯 (モデル45_3) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.5	6.5	6.5	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	157棟	54棟	157棟
		揺れによる半壊棟数	422棟	204棟	422棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟	1棟	1棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	157棟	55棟	157棟
半壊棟数	423棟	206棟	423棟		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	7件	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	3件	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	3棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	2人	1人未満	1人
		揺れによる重傷者数	4人	1人	3人
		揺れによる軽傷者数	45人	10人	32人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	2人	1人未満	1人
		重傷者数	4人	1人	3人
		軽傷者数	45人	10人	32人
	避難者数	避難所生活者数	662人	537人	663人
避難所外避難者数		356人	289人	357人	
避難者数計		1,018人	826人	1,020人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	167箇所	167箇所	167箇所
		断水世帯数(直後)	1,254世帯	1,254世帯	1,254世帯
		※断水人口(直後)	3,158人	3,158人	3,158人
		断水世帯数(1日後)	1,073世帯	1,073世帯	1,073世帯
		※断水人口(1日後)	2,702人	2,702人	2,702人
		断水世帯数(2日後)	1,067世帯	1,067世帯	1,067世帯
		※断水人口(2日後)	2,686人	2,686人	2,686人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
	下水道の被害	被害延長(km)	2.2km	2.2km	2.2km
		機能支障世帯数	119世帯	119世帯	119世帯
		※機能支障人口	300人	300人	300人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
復旧日数(人員1/4)	-	-	-		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	35箇所	35箇所	35箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	通行支障箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		13. 増毛山地東縁断層帯 (モデル45_4) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.5	6.5	6.5	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B (箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C (箇所)	※2	※2	※2	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	362棟	140棟	362棟
		揺れによる半壊棟数	574棟	347棟	574棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟	1棟	1棟
		液状化による半壊棟数	2棟	2棟	2棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	363棟	141棟	363棟
半壊棟数	576棟	349棟	576棟		
(5) 火災被害	全出火件数	1件	1件未満	13件	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	6件	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	6棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	5人	1人未満	4人
		揺れによる重傷者数	4人	2人	3人
		揺れによる軽傷者数	80人	21人	52人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人
	計	死者数	5人	1人未満	4人
		重傷者数	5人	2人	3人
		軽傷者数	80人	21人	53人
	避難者数	避難所生活者数	848人	641人	850人
避難所外避難者数		457人	345人	458人	
避難者数計		1,304人	986人	1,308人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	258箇所	258箇所	258箇所
		断水世帯数(直後)	1,271世帯	1,271世帯	1,271世帯
		※断水人口(直後)	3,201人	3,201人	3,201人
		断水世帯数(1日後)	1,152世帯	1,152世帯	1,152世帯
		※断水人口(1日後)	2,902人	2,902人	2,902人
		断水世帯数(2日後)	1,149世帯	1,149世帯	1,149世帯
		※断水人口(2日後)	2,893人	2,893人	2,893人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	2.5km	2.5km	2.5km
		機能支障世帯数	135世帯	135世帯	135世帯
		※機能支障人口	340人	340人	340人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	35箇所	35箇所	35箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	通行支障箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		14. 増毛山地東縁断層帯 (モデル45_5) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.2	6.2	6.2	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	50棟	17棟	50棟
		揺れによる半壊棟数	256棟	103棟	256棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	51棟	18棟	51棟
	半壊棟数	257棟	104棟	257棟	
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	3件	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	2人	1人未満	2人
		揺れによる軽傷者数	22人	5人	15人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	2人	1人未満	2人
		軽傷者数	22人	5人	16人
	避難者数	避難所生活者数	511人	446人	512人
避難所外避難者数		275人	240人	276人	
避難者数計		787人	686人	788人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	100箇所	100箇所	100箇所
		断水世帯数(直後)	1,216世帯	1,216世帯	1,216世帯
		※断水人口(直後)	3,063人	3,063人	3,063人
		断水世帯数(1日後)	949世帯	949世帯	949世帯
		※断水人口(1日後)	2,391人	2,391人	2,391人
		断水世帯数(2日後)	939世帯	939世帯	939世帯
		※断水人口(2日後)	2,366人	2,366人	2,366人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
	下水道の被害	被害延長(km)	1.8km	1.8km	1.8km
		機能支障世帯数	99世帯	99世帯	99世帯
		※機能支障人口	250人	250人	250人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員1/4)	-	-	-	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	33箇所	33箇所	33箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		通行支障箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		15. 沼田一砂川付近の断層帯（モデル30_3）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.8	6.8	6.8	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	627棟	279棟	627棟
		揺れによる半壊棟数	617棟	456棟	617棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	2棟	2棟	2棟
		液状化による半壊棟数	2棟	2棟	2棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	629棟	281棟	629棟
		半壊棟数	620棟	459棟	620棟
(5)火災被害	全出火件数	2件	1件未満	19件	
	炎上出火件数	1件	1件未満	10件	
	焼失棟数	1棟	1棟未満	10棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	12人	2人	9人
		揺れによる重傷者数	2人	2人	2人
		揺れによる軽傷者数	43人	35人	31人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	2人
	計	死者数	12人	2人	10人
		重傷者数	2人	2人	3人
		軽傷者数	44人	35人	33人
	避難者数	避難所生活者数	1,042人	760人	1,045人
		避難所外避難者数	561人	409人	563人
避難者数計		1,603人	1,170人	1,608人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	363箇所	363箇所	363箇所
		断水世帯数(直後)	1,278世帯	1,278世帯	1,278世帯
		※断水人口(直後)	3,219人	3,219人	3,219人
		断水世帯数(1日後)	1,198世帯	1,198世帯	1,198世帯
		※断水人口(1日後)	3,018人	3,018人	3,018人
		断水世帯数(2日後)	1,196世帯	1,196世帯	1,196世帯
		※断水人口(2日後)	3,013人	3,013人	3,013人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
		下水道の被害	被害延長(km)	4.3km	4.3km
	機能支障世帯数		232世帯	232世帯	232世帯
	※機能支障人口		584人	584人	584人
	復旧日数(人員1/2)		—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	40箇所	40箇所	40箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所	1箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	通行支障箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		16. 沼田一砂川付近の断層帯（モデル30_4）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	7.1	7.1	7.1	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1,301棟	781棟	1,301棟
		揺れによる半壊棟数	541棟	579棟	541棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	2棟	2棟	2棟
		液状化による半壊棟数	4棟	4棟	4棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1,303棟	783棟	1,303棟
	半壊棟数	544棟	582棟	544棟	
(5)火災被害	全出火件数	3件	1件未満	32件	
	炎上出火件数	2件	1件未満	18件	
	焼失棟数	2棟	1棟未満	18棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	59人	10人	44人
		揺れによる重傷者数	2人	1人	1人
		揺れによる軽傷者数	30人	21人	26人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	3人
	計	死者数	60人	10人	45人
	重傷者数	2人	1人	3人	
	軽傷者数	30人	21人	29人	
	避難者数	避難所生活者数	1,450人	1,091人	1,454人
避難所外避難者数		781人	587人	783人	
避難者数計		2,231人	1,678人	2,236人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	770箇所	770箇所	770箇所
		断水世帯数(直後)	1,284世帯	1,284世帯	1,284世帯
		※断水人口(直後)	3,234人	3,234人	3,234人
		断水世帯数(1日後)	1,248世帯	1,248世帯	1,248世帯
		※断水人口(1日後)	3,143人	3,143人	3,143人
		断水世帯数(2日後)	1,247世帯	1,247世帯	1,247世帯
		※断水人口(2日後)	3,141人	3,141人	3,141人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	5.5km	5.5km	5.5km
		機能支障世帯数	297世帯	297世帯	297世帯
		※機能支障人口	747人	747人	747人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	44箇所	44箇所	44箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所	1箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		不通箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	通行支障箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		17. 沼田一砂川付近の断層帯（モデル45_1）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.8	6.8	6.8	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	836棟	409棟	836棟
		揺れによる半壊棟数	623棟	525棟	623棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	2棟	2棟	2棟
		液状化による半壊棟数	3棟	3棟	3棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	838棟	411棟	838棟
	半壊棟数	626棟	528棟	626棟	
(5)火災被害	全出火件数	3件	1件未満	23件	
	炎上出火件数	1件	1件未満	13件	
	焼失棟数	1棟	1棟未満	13棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	21人	3人	16人
		揺れによる重傷者数	2人	2人	2人
		揺れによる軽傷者数	40人	41人	30人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	2人
	計	死者数	21人	3人	16人
		重傷者数	2人	2人	3人
		軽傷者数	41人	41人	33人
	避難者数	避難所生活者数	1,173人	853人	1,177人
避難所外避難者数		632人	459人	634人	
避難者数計		1,805人	1,312人	1,811人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	459箇所	459箇所	459箇所
		断水世帯数(直後)	1,281世帯	1,281世帯	1,281世帯
		※断水人口(直後)	3,226人	3,226人	3,226人
		断水世帯数(1日後)	1,217世帯	1,217世帯	1,217世帯
		※断水人口(1日後)	3,065人	3,065人	3,065人
		断水世帯数(2日後)	1,215世帯	1,215世帯	1,215世帯
		※断水人口(2日後)	3,061人	3,061人	3,061人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	4.3km	4.3km	4.3km
		機能支障世帯数	234世帯	234世帯	234世帯
		※機能支障人口	588人	588人	588人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	42箇所	42箇所	42箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所	1箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		不通箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	通行支障箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		18. 沼田一砂川付近の断層帯（モデル45_2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.6	6.6	6.6	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	458棟	186棟	458棟
		揺れによる半壊棟数	599棟	395棟	599棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟	1棟	1棟
		液状化による半壊棟数	2棟	2棟	2棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	460棟	187棟	460棟
	半壊棟数	601棟	397棟	601棟	
(5)火災被害	全出火件数	2件	1件未満	15件	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	7件	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	7棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	7人	1人	5人
		揺れによる重傷者数	3人	2人	2人
		揺れによる軽傷者数	63人	26人	41人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人
	計	死者数	7人	1人	6人
		重傷者数	4人	2人	3人
		軽傷者数	64人	26人	43人
	避難者数	避難所生活者数	925人	686人	928人
避難所外避難者数		498人	369人	500人	
避難者数計		1,424人	1,055人	1,428人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	295箇所	295箇所	295箇所
		断水世帯数(直後)	1,275世帯	1,275世帯	1,275世帯
		※断水人口(直後)	3,211人	3,211人	3,211人
		断水世帯数(1日後)	1,176世帯	1,176世帯	1,176世帯
		※断水人口(1日後)	2,961人	2,961人	2,961人
		断水世帯数(2日後)	1,173世帯	1,173世帯	1,173世帯
		※断水人口(2日後)	2,954人	2,954人	2,954人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	3.9km	3.9km	3.9km
		機能支障世帯数	210世帯	210世帯	210世帯
		※機能支障人口	530人	530人	530人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	37箇所	37箇所	37箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	通行支障箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		19. 沼田一砂川付近の断層帯（モデル45_3）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.8	6.8	6.8	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	748棟	353棟	748棟
		揺れによる半壊棟数	622棟	498棟	622棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	2棟	2棟	2棟
		液状化による半壊棟数	3棟	3棟	3棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	749棟	354棟	749棟
半壊棟数	624棟	501棟	624棟		
(5)火災被害	全出火件数	2件	1件未満	21件	
	炎上出火件数	1件	1件未満	12件	
	焼失棟数	1棟	1棟未満	12棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	17人	3人	13人
		揺れによる重傷者数	2人	2人	2人
		揺れによる軽傷者数	43人	40人	32人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	2人
	計	死者数	17人	3人	13人
		重傷者数	2人	2人	3人
		軽傷者数	44人	40人	34人
	避難者数	避難所生活者数	1,118人	814人	1,122人
避難所外避難者数		602人	438人	604人	
避難者数計		1,720人	1,252人	1,726人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	420箇所	420箇所	420箇所
		断水世帯数(直後)	1,280世帯	1,280世帯	1,280世帯
		※断水人口(直後)	3,224人	3,224人	3,224人
		断水世帯数(1日後)	1,211世帯	1,211世帯	1,211世帯
		※断水人口(1日後)	3,050人	3,050人	3,050人
		断水世帯数(2日後)	1,209世帯	1,209世帯	1,209世帯
		※断水人口(2日後)	3,046人	3,046人	3,046人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	4.3km	4.3km	4.3km
		機能支障世帯数	234世帯	234世帯	234世帯
		※機能支障人口	588人	588人	588人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	42箇所	42箇所	42箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所	1箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		不通箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	通行支障箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		20. 沼田一砂川付近の断層帯（モデル45_4）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	7.1	7.1	7.1	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1,492棟	970棟	1,492棟
		揺れによる半壊棟数	500棟	585棟	500棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	3棟	3棟	3棟
		液状化による半壊棟数	4棟	4棟	4棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1,495棟	973棟	1,495棟
半壊棟数	505棟	589棟	505棟		
(5)火災被害	全出火件数	4件	1件	35件	
	炎上出火件数	2件	1件未満	20件	
	焼失棟数	2棟	1棟未満	20棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	84人	15人	62人
		揺れによる重傷者数	2人	1人未満	1人
		揺れによる軽傷者数	30人	19人	24人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	3人
	計	死者数	85人	15人	63人
		重傷者数	2人	1人	3人
		軽傷者数	30人	19人	27人
	避難者数	避難所生活者数	1,556人	1,202人	1,560人
避難所外避難者数		838人	647人	840人	
避難者数計		2,394人	1,849人	2,400人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	948箇所	948箇所	948箇所
		断水世帯数(直後)	1,285世帯	1,285世帯	1,285世帯
		※断水人口(直後)	3,236人	3,236人	3,236人
		断水世帯数(1日後)	1,256世帯	1,256世帯	1,256世帯
		※断水人口(1日後)	3,162人	3,162人	3,162人
		断水世帯数(2日後)	1,255世帯	1,255世帯	1,255世帯
		※断水人口(2日後)	3,161人	3,161人	3,161人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	5.5km	5.5km	5.5km
		機能支障世帯数	297世帯	297世帯	297世帯
		※機能支障人口	747人	747人	747人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	44箇所	44箇所	44箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所	1箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		不通箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	通行支障箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		21. 当別断層帯 (モデル30_2) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.1	5.1	5.1	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B (箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C (箇所)	※2	※2	※2	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(直後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数(1日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(1日後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数(2日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(2日後)	1人未満	1人未満	1人未満
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.2km	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	12世帯	12世帯	12世帯
		※機能支障人口	30人	30人	30人
復旧日数(人員1/2)		—	—	—	
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	12箇所	12箇所	12箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		22. 当別断層帯（モデル30_5）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.1	5.1	5.1	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(直後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数(1日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(1日後)	2人	2人	2人
		断水世帯数(2日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(2日後)	2人	2人	2人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.4km	0.4km	0.4km
		機能支障世帯数	20世帯	20世帯	20世帯
		※機能支障人口	49人	49人	49人
復旧日数(人員1/2)		—	—	—	
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	17箇所	17箇所	17箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		23. 石狩低地東縁断層帯主部 (北) (断層上端深さ7km、モデル30_1) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.5	5.5	5.5	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	9棟	4棟	9棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	10棟	4棟	10棟
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	95人	93人	95人
避難所外避難者数		51人	50人	51人	
避難者数計		146人	142人	146人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	10箇所	10箇所	10箇所
		断水世帯数(直後)	404世帯	404世帯	404世帯
		※断水人口(直後)	1,018人	1,018人	1,018人
		断水世帯数(1日後)	216世帯	216世帯	216世帯
		※断水人口(1日後)	543人	543人	543人
		断水世帯数(2日後)	205世帯	205世帯	205世帯
		※断水人口(2日後)	515人	515人	515人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km
		機能支障世帯数	28世帯	28世帯	28世帯
		※機能支障人口	69人	69人	69人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	21箇所	21箇所	21箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		24. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ7km、モデル30_5）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.5	5.5	5.5	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	13棟	6棟	13棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	14棟	6棟	14棟		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	124人	120人	124人
避難所外避難者数		67人	65人	67人	
避難者数計		190人	185人	190人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	13箇所	13箇所	13箇所
		断水世帯数(直後)	534世帯	534世帯	534世帯
		※断水人口(直後)	1,345人	1,345人	1,345人
		断水世帯数(1日後)	279世帯	279世帯	279世帯
		※断水人口(1日後)	703人	703人	703人
		断水世帯数(2日後)	266世帯	266世帯	266世帯
		※断水人口(2日後)	670人	670人	670人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km
		機能支障世帯数	28世帯	28世帯	28世帯
		※機能支障人口	70人	70人	70人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
復旧日数(人員1/4)	-	-	-		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	22箇所	22箇所	22箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		25. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ7km、モデル45_1）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.5	5.5	5.5	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	10棟	4棟	10棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	10棟	5棟	10棟	
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難者数	避難所生活者数	101人	99人	101人	
	避難所外避難者数	55人	53人	55人	
	避難者数計	156人	153人	156人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	11箇所	11箇所	11箇所
		断水世帯数(直後)	436世帯	436世帯	436世帯
		※断水人口(直後)	1,098人	1,098人	1,098人
		断水世帯数(1日後)	231世帯	231世帯	231世帯
		※断水人口(1日後)	581人	581人	581人
		断水世帯数(2日後)	219世帯	219世帯	219世帯
		※断水人口(2日後)	552人	552人	552人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km
		機能支障世帯数	28世帯	28世帯	28世帯
		※機能支障人口	69人	69人	69人
復旧日数(人員1/2)		—	—	—	
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	21箇所	21箇所	21箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		26. 石狩低地東縁断層帯主部 (北) (断層上端深さ3km、モデル30_2) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.2	5.2	5.2	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	3人	3人	3人
避難所外避難者数		2人	1人	2人	
避難者数計		4人	4人	4人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	4世帯	4世帯	4世帯
		※断水人口(直後)	10人	10人	10人
		断水世帯数(1日後)	7世帯	7世帯	7世帯
		※断水人口(1日後)	16人	16人	16人
		断水世帯数(2日後)	6世帯	6世帯	6世帯
		※断水人口(2日後)	15人	15人	15人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.4km	0.4km	0.4km
		機能支障世帯数	21世帯	21世帯	21世帯
		※機能支障人口	54人	54人	54人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	19箇所	19箇所	19箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		27. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ3km、モデル45_2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.2	5.2	5.2	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	3人	3人	3人
避難所外避難者数		2人	2人	2人	
避難者数計		5人	5人	5人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	5世帯	5世帯	5世帯
		※断水人口(直後)	12人	12人	12人
		断水世帯数(1日後)	8世帯	8世帯	8世帯
		※断水人口(1日後)	19人	19人	19人
		断水世帯数(2日後)	7世帯	7世帯	7世帯
		※断水人口(2日後)	18人	18人	18人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.4km	0.4km	0.4km
		機能支障世帯数	21世帯	21世帯	21世帯
		※機能支障人口	54人	54人	54人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	19箇所	19箇所	19箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	

※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある  
 ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値 はない

※2 急傾斜地なし

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		28. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ3km、モデル45_3）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.6	5.6	5.6	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	14棟	6棟	14棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	14棟	6棟	14棟
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	134人	131人	134人
避難所外避難者数		72人	70人	72人	
避難者数計		206人	201人	206人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	14箇所	14箇所	14箇所
		断水世帯数(直後)	580世帯	580世帯	580世帯
		※断水人口(直後)	1,460人	1,460人	1,460人
		断水世帯数(1日後)	303世帯	303世帯	303世帯
		※断水人口(1日後)	762人	762人	762人
		断水世帯数(2日後)	289世帯	289世帯	289世帯
		※断水人口(2日後)	728人	728人	728人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
	下水道の被害	被害延長(km)	0.7km	0.7km	0.7km
		機能支障世帯数	40世帯	40世帯	40世帯
		※機能支障人口	100人	100人	100人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	24箇所	24箇所	24箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		29. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ3km、モデル45_5）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.6	5.6	5.6	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	18棟	7棟	18棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	19棟	7棟	19棟		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	149人	144人	149人
避難所外避難者数		80人	78人	80人	
避難者数計		229人	222人	229人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	16箇所	16箇所	16箇所
		断水世帯数(直後)	636世帯	636世帯	636世帯
		※断水人口(直後)	1,601人	1,601人	1,601人
		断水世帯数(1日後)	333世帯	333世帯	333世帯
		※断水人口(1日後)	839人	839人	839人
		断水世帯数(2日後)	319世帯	319世帯	319世帯
		※断水人口(2日後)	804人	804人	804人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.8km	0.8km	0.8km
		機能支障世帯数	44世帯	44世帯	44世帯
		※機能支障人口	111人	111人	111人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	24箇所	24箇所	24箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		30. 石狩低地東縁断層帯主部 (南) (断層上端深さ3km、モデル45_2) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.8	4.8	4.8	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満
		避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難者数計		1人未満	1人未満	1人未満	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員1/4)	-	-	-	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.2km	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	10世帯	10世帯	10世帯
		※機能支障人口	25人	25人	25人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	10箇所	10箇所	10箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		31. 石狩低地東縁断層帯主部（南）（断層上端深さ3km、モデル45_5）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.0	5.0	5.0	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.2km	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	12世帯	12世帯	12世帯
※機能支障人口		30人	30人	30人	
復旧日数(人員1/2)		—	—	—	
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	11箇所	11箇所	11箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		32. 石狩低地東縁断層帯南部 (断層上端 深さ7km、モデル30_5) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.4	5.4	5.4	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	4棟	2棟	4棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	4棟	2棟	4棟		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	50人	49人	50人
避難所外避難者数		27人	26人	27人	
避難者数計		77人	76人	77人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
		断水世帯数(直後)	189世帯	189世帯	189世帯
		※断水人口(直後)	476人	476人	476人
		断水世帯数(1日後)	116世帯	116世帯	116世帯
		※断水人口(1日後)	291人	291人	291人
		断水世帯数(2日後)	109世帯	109世帯	109世帯
		※断水人口(2日後)	273人	273人	273人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km
		機能支障世帯数	27世帯	27世帯	27世帯
		※機能支障人口	67人	67人	67人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	21箇所	21箇所	21箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		33. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端 深さ3km、モデル30_2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.8	4.8	4.8	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
避難所外避難者数		0人	0人	0人	
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.1km	0.1km	0.1km
		機能支障世帯数	8世帯	8世帯	8世帯
		※機能支障人口	20人	20人	20人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	9箇所	9箇所	9箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		34. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端 深さ3km、モデル30_3）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.2	5.2	5.2	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	2棟	1棟	2棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	2棟	1棟	2棟		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	15人	15人	15人
避難所外避難者数		8人	8人	8人	
避難者数計		23人	23人	23人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		断水世帯数(直後)	38世帯	38世帯	38世帯
		※断水人口(直後)	95人	95人	95人
		断水世帯数(1日後)	35世帯	35世帯	35世帯
		※断水人口(1日後)	87人	87人	87人
		断水世帯数(2日後)	32世帯	32世帯	32世帯
		※断水人口(2日後)	81人	81人	81人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.4km	0.4km	0.4km
		機能支障世帯数	22世帯	22世帯	22世帯
		※機能支障人口	56人	56人	56人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	20箇所	20箇所	20箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	

※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある  
 ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない

※2 急傾斜地なし

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		35. 石狩低地東縁断層帯南部 (断層上端 深さ3km、モデル30_5) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.4	5.4	5.4	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	4棟	2棟	4棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	4棟	2棟	4棟		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	48人	47人	48人
避難所外避難者数		26人	25人	26人	
避難者数計		74人	73人	74人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
		断水世帯数(直後)	179世帯	179世帯	179世帯
		※断水人口(直後)	451人	451人	451人
		断水世帯数(1日後)	111世帯	111世帯	111世帯
		※断水人口(1日後)	279人	279人	279人
		断水世帯数(2日後)	104世帯	104世帯	104世帯
		※断水人口(2日後)	262人	262人	262人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km
		機能支障世帯数	27世帯	27世帯	27世帯
※機能支障人口		67人	67人	67人	
復旧日数(人員1/2)		—	—	—	
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	21箇所	21箇所	21箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	

※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある  
 ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない

※2 急傾斜地なし

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		36. 黒松内低地断層帯 (モデル30_5) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.2	4.2	4.2	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
半壊棟数	0棟	0棟	0棟		
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
避難所外避難者数		0人	0人	0人	
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員1/4)	-	-	-	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
※機能支障人口		0人	0人	0人	
復旧日数(人員1/2)		-	-	-	
復旧日数(人員1/4)	-	-	-		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		37. 黒松内低地断層帯 (モデル45_3) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.2	4.2	4.2	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
半壊棟数	0棟	0棟	0棟		
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
避難所外避難者数		0人	0人	0人	
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		38. 黒松内低地断層帯 (モデル45_4) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.4	4.4	4.4	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
半壊棟数	0棟	0棟	0棟		
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
避難所外避難者数		0人	0人	0人	
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		41. サロベツ断層帯（北延長、モデル30_2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.1	5.1	5.1	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難所外避難者数		1人未満	1人未満	1人未満	
避難者数計		1人未満	1人未満	1人未満	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(直後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数(1日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(1日後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数(2日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(2日後)	1人未満	1人未満	1人未満
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.3km	0.3km	0.3km
		機能支障世帯数	18世帯	18世帯	18世帯
		※機能支障人口	45人	45人	45人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	17箇所	17箇所	17箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		42. サロベツ断層帯（北延長、モデル30_3）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.7	4.7	4.7	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟	0棟
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.1km	0.1km	0.1km
		機能支障世帯数	7世帯	7世帯	7世帯
		※機能支障人口	18人	18人	18人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	9箇所	9箇所	9箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		43. サロベツ断層帯（北延長、モデル30_5）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.5	4.5	4.5	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟	0棟
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
避難所外避難者数		0人	0人	0人	
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.1km未満	0.1km未満	0.1km未満
		機能支障世帯数	4世帯	4世帯	4世帯
※機能支障人口		11人	11人	11人	
復旧日数(人員1/2)		—	—	—	
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		44. 西札幌背斜に関連する断層の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	4.5	4.5	4.5
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2
		崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2
		崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
避難所外避難者数		0人	0人	0人	
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		その他の道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない			※2 急傾斜地なし		

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		45. 月寒背斜に関連する断層の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.1	5.1	5.1
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2
		崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2
		崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5)火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難者数	避難所生活者数	1人	1人	1人	
	避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数計	2人	2人	2人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	1世帯	1世帯	1世帯
		※断水人口(直後)	3人	3人	3人
		断水世帯数(1日後)	3世帯	3世帯	3世帯
		※断水人口(1日後)	7人	7人	7人
		断水世帯数(2日後)	2世帯	2世帯	2世帯
		※断水人口(2日後)	6人	6人	6人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
	下水道の被害	被害延長(km)	0.4km	0.4km	0.4km
		機能支障世帯数	20世帯	20世帯	20世帯
		※機能支障人口	51人	51人	51人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員1/4)	-	-	-	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	18箇所	18箇所	18箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない			※2 急傾斜地なし		

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		46. 野幌丘陵断層帯 (モデル45_1)の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.3	5.3	5.3	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	3棟	2棟	3棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	3棟	2棟	3棟
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	34人	34人	34人
		避難所外避難者数	19人	18人	19人
避難者数計		53人	52人	53人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
		断水世帯数(直後)	116世帯	116世帯	116世帯
		※断水人口(直後)	292人	292人	292人
		断水世帯数(1日後)	80世帯	80世帯	80世帯
		※断水人口(1日後)	200人	200人	200人
		断水世帯数(2日後)	74世帯	74世帯	74世帯
		※断水人口(2日後)	187人	187人	187人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km
		機能支障世帯数	25世帯	25世帯	25世帯
		※機能支障人口	63人	63人	63人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	21箇所	21箇所	21箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		48. 十勝沖の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.5	5.5	5.5	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	13棟	5棟	13棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	14棟	6棟	14棟		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	121人	117人	121人
避難所外避難者数		65人	63人	65人	
避難者数計		186人	181人	186人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	13箇所	13箇所	13箇所
		断水世帯数(直後)	517世帯	517世帯	517世帯
		※断水人口(直後)	1,301人	1,301人	1,301人
		断水世帯数(1日後)	270世帯	270世帯	270世帯
		※断水人口(1日後)	680人	680人	680人
		断水世帯数(2日後)	257世帯	257世帯	257世帯
		※断水人口(2日後)	648人	648人	648人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km
		機能支障世帯数	28世帯	28世帯	28世帯
		※機能支障人口	69人	69人	69人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	21箇所	21箇所	21箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		49. 三陸沖北部の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.1	5.1	5.1	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	2人	2人	2人
避難所外避難者数		1人	1人未満	1人	
避難者数計		3人	3人	3人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	2世帯	2世帯	2世帯
		※断水人口(直後)	5人	5人	5人
		断水世帯数(1日後)	4世帯	4世帯	4世帯
		※断水人口(1日後)	10人	10人	10人
		断水世帯数(2日後)	4世帯	4世帯	4世帯
		※断水人口(2日後)	9人	9人	9人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員1/4)	-	-	-	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.4km	0.4km	0.4km
		機能支障世帯数	21世帯	21世帯	21世帯
		※機能支障人口	52人	52人	52人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
復旧日数(人員1/4)		-	-	-	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	19箇所	19箇所	19箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		50. 北海道北西沖（モデルNo. 2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.4	5.4	5.4	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	7棟	3棟	7棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	7棟	3棟	7棟		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	73人	71人	73人
避難所外避難者数		39人	38人	39人	
避難者数計		112人	110人	112人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	8箇所	8箇所	8箇所
		断水世帯数(直後)	288世帯	288世帯	288世帯
		※断水人口(直後)	725人	725人	725人
		断水世帯数(1日後)	162世帯	162世帯	162世帯
		※断水人口(1日後)	407人	407人	407人
		断水世帯数(2日後)	153世帯	153世帯	153世帯
		※断水人口(2日後)	384人	384人	384人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km
		機能支障世帯数	27世帯	27世帯	27世帯
		※機能支障人口	68人	68人	68人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	21箇所	21箇所	21箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		51. 北海道北西沖（モデルNo.5）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.1	5.1	5.1	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満		
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	3人	2人	3人
避難所外避難者数		1人	1人	1人	
避難者数計		4人	4人	4人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	2世帯	2世帯	2世帯
		※断水人口(直後)	6人	6人	6人
		断水世帯数(1日後)	5世帯	5世帯	5世帯
		※断水人口(1日後)	12人	12人	12人
		断水世帯数(2日後)	4世帯	4世帯	4世帯
		※断水人口(2日後)	11人	11人	11人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.4km	0.4km	0.4km
		機能支障世帯数	21世帯	21世帯	21世帯
		※機能支障人口	52人	52人	52人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	19箇所	19箇所	19箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		52. 北海道南西沖（モデルNo. 2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.0	5.0	5.0	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員1/4)	-	-	-	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.2km	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	12世帯	12世帯	12世帯
		※機能支障人口	30人	30人	30人
復旧日数(人員1/2)		-	-	-	
復旧日数(人員1/4)	-	-	-		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	12箇所	12箇所	12箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

妹背牛町の地震被害想定結果		53. 北海道留萌沖（走向N193° E、モデルNo.1）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.5	5.5	5.5	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	9棟	4棟	9棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	10棟	4棟	10棟
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	96人	94人	97人
避難所外避難者数		52人	51人	52人	
避難者数計		148人	145人	148人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	10箇所	10箇所	10箇所
		断水世帯数(直後)	404世帯	404世帯	404世帯
		※断水人口(直後)	1,018人	1,018人	1,018人
		断水世帯数(1日後)	215世帯	215世帯	215世帯
		※断水人口(1日後)	543人	543人	543人
		断水世帯数(2日後)	205世帯	205世帯	205世帯
		※断水人口(2日後)	515人	515人	515人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km
		機能支障世帯数	28世帯	28世帯	28世帯
		※機能支障人口	69人	69人	69人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	21箇所	21箇所	21箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない		※2 急傾斜地なし			

4 町の災害に関する資料等 / 資料4-2 地震の想定

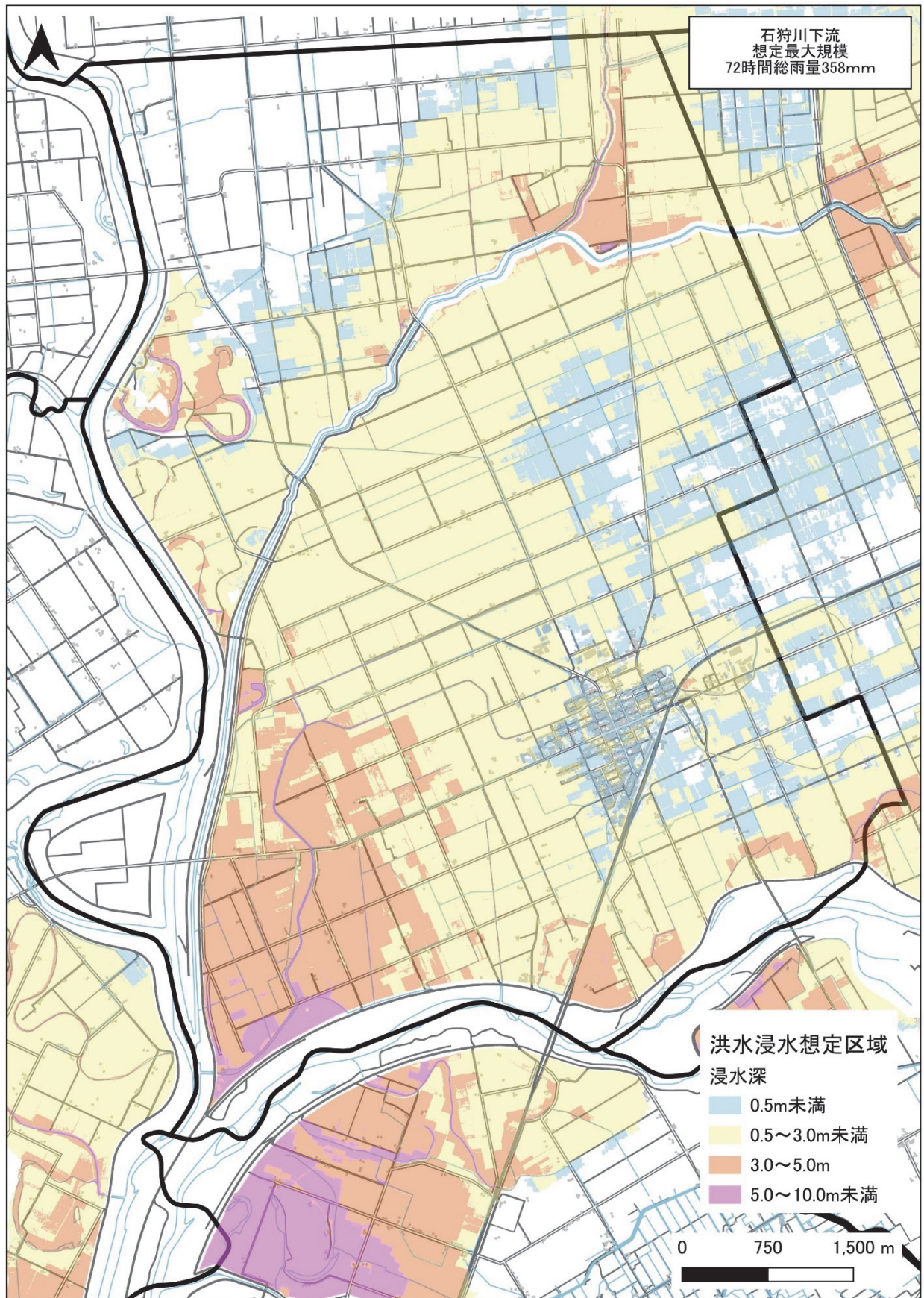
妹背牛町の地震被害想定結果		54. 北海道留萌沖（走向N225° E、モデルNo.2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.0	6.0	6.0	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度B(箇所)	※2	※2	※2	
	崩壊危険度C(箇所)	※2	※2	※2	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	20棟	8棟	20棟
		揺れによる半壊棟数	144棟	53棟	144棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※2	※2	※2
	計	全壊棟数	20棟	8棟	20棟
	半壊棟数	145棟	53棟	145棟	
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	11人	3人	8人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※2	※2	※2
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※2	※2	※2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人	1人未満	1人未満
		軽傷者数	11人	3人	8人
	避難者数	避難所生活者数	410人	373人	410人
		避難所外避難者数	221人	201人	221人
避難者数計		630人	574人	631人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	66箇所	66箇所	66箇所
		断水世帯数(直後)	1,159世帯	1,159世帯	1,159世帯
		※断水人口(直後)	2,918人	2,918人	2,918人
		断水世帯数(1日後)	820世帯	820世帯	820世帯
		※断水人口(1日後)	2,065人	2,065人	2,065人
		断水世帯数(2日後)	807世帯	807世帯	807世帯
		※断水人口(2日後)	2,033人	2,033人	2,033人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
	下水道の被害	被害延長(km)	1.1km	1.1km	1.1km
		機能支障世帯数	61世帯	61世帯	61世帯
		※機能支障人口	154人	154人	154人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	28箇所	28箇所	28箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	

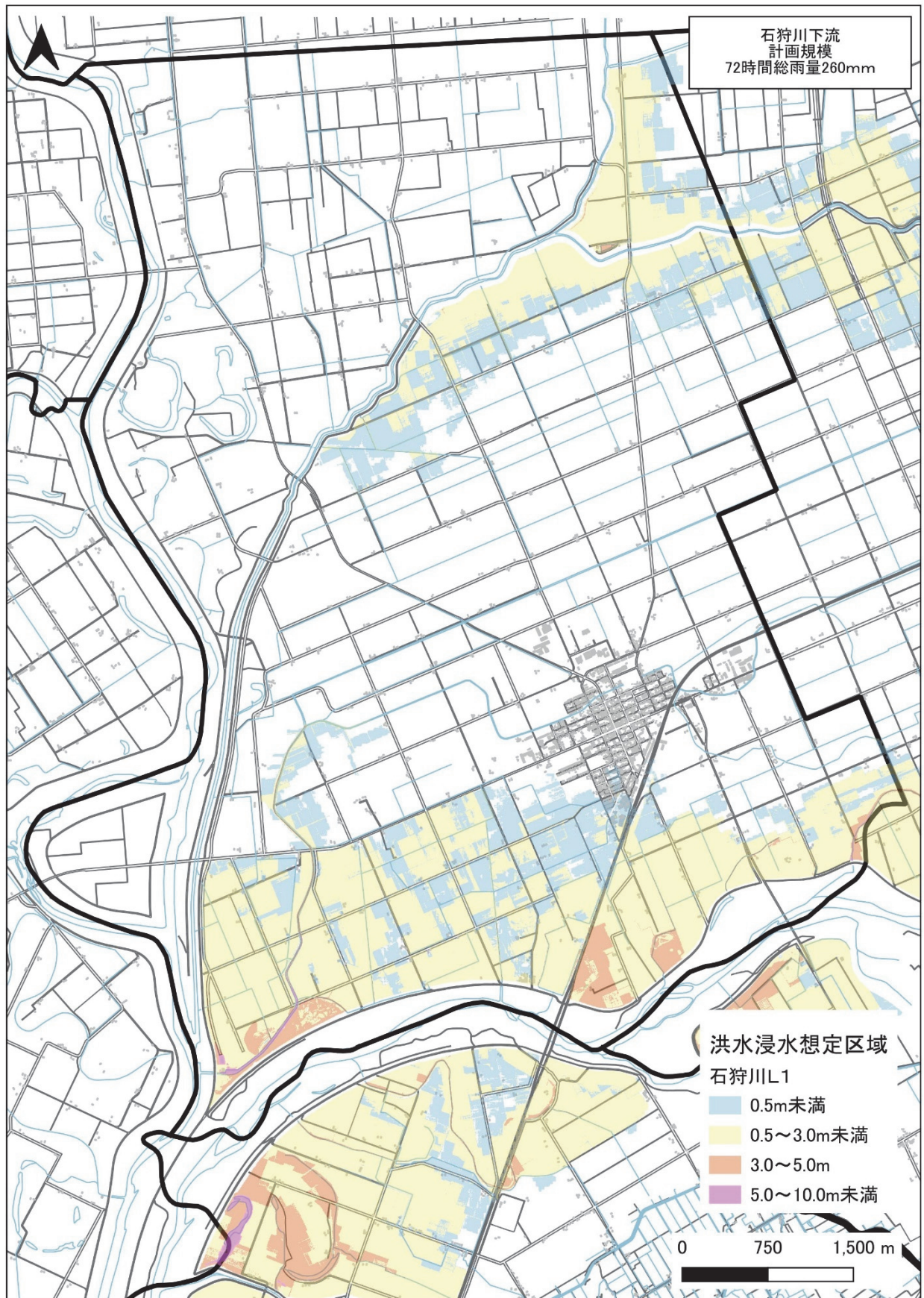
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある  
 ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない

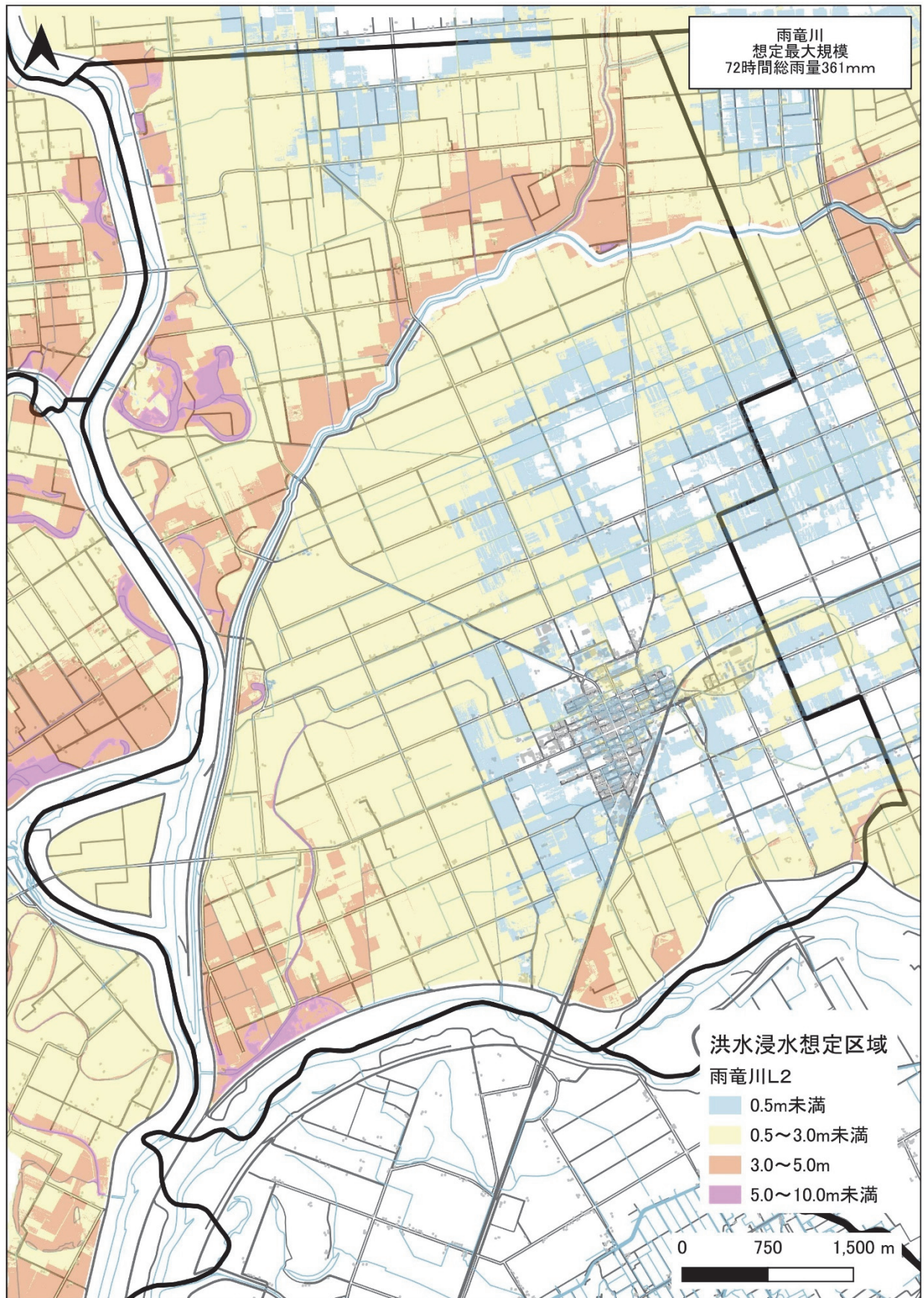
※2 急傾斜地なし

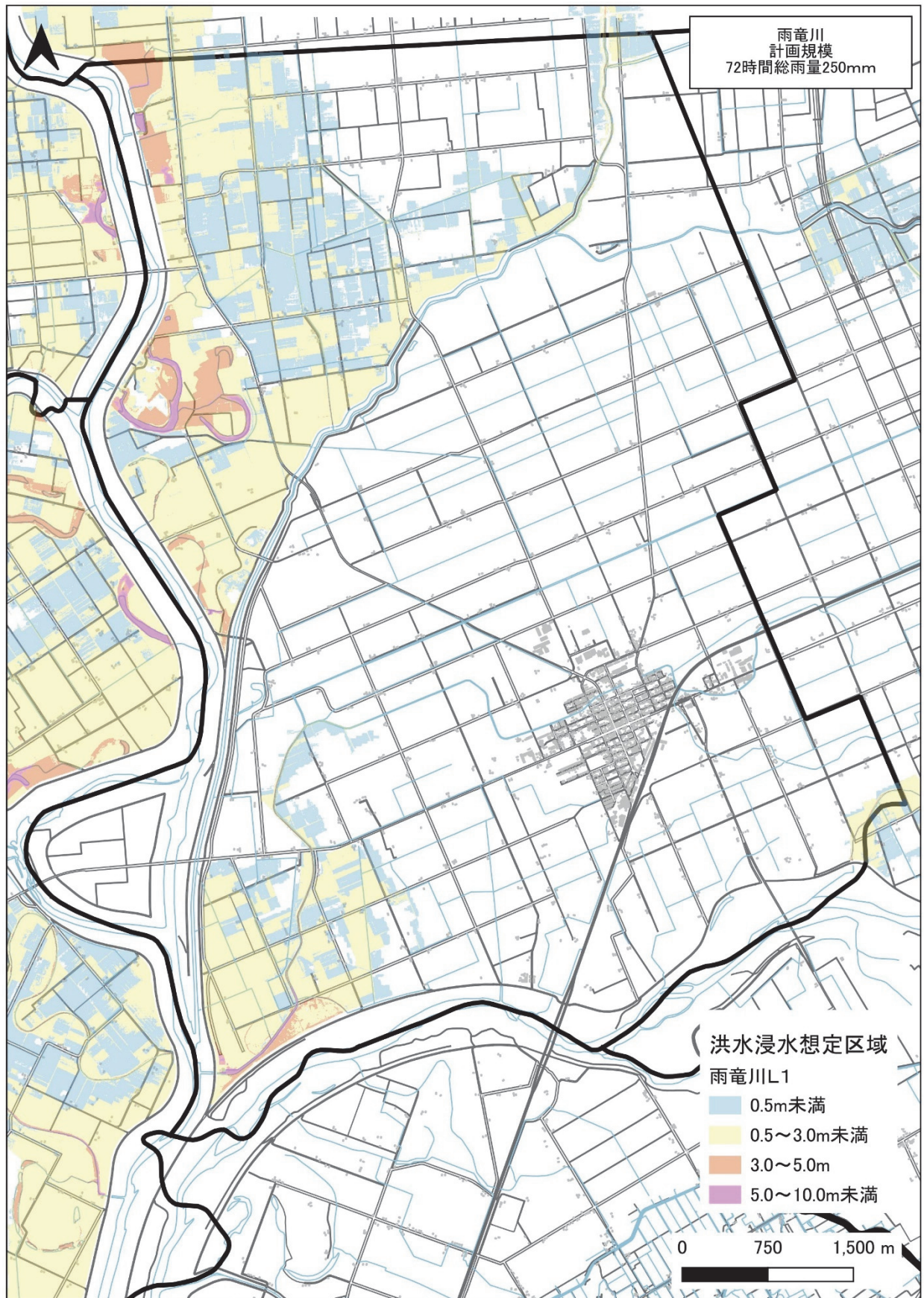
## 5 災害危険区域等に関する資料

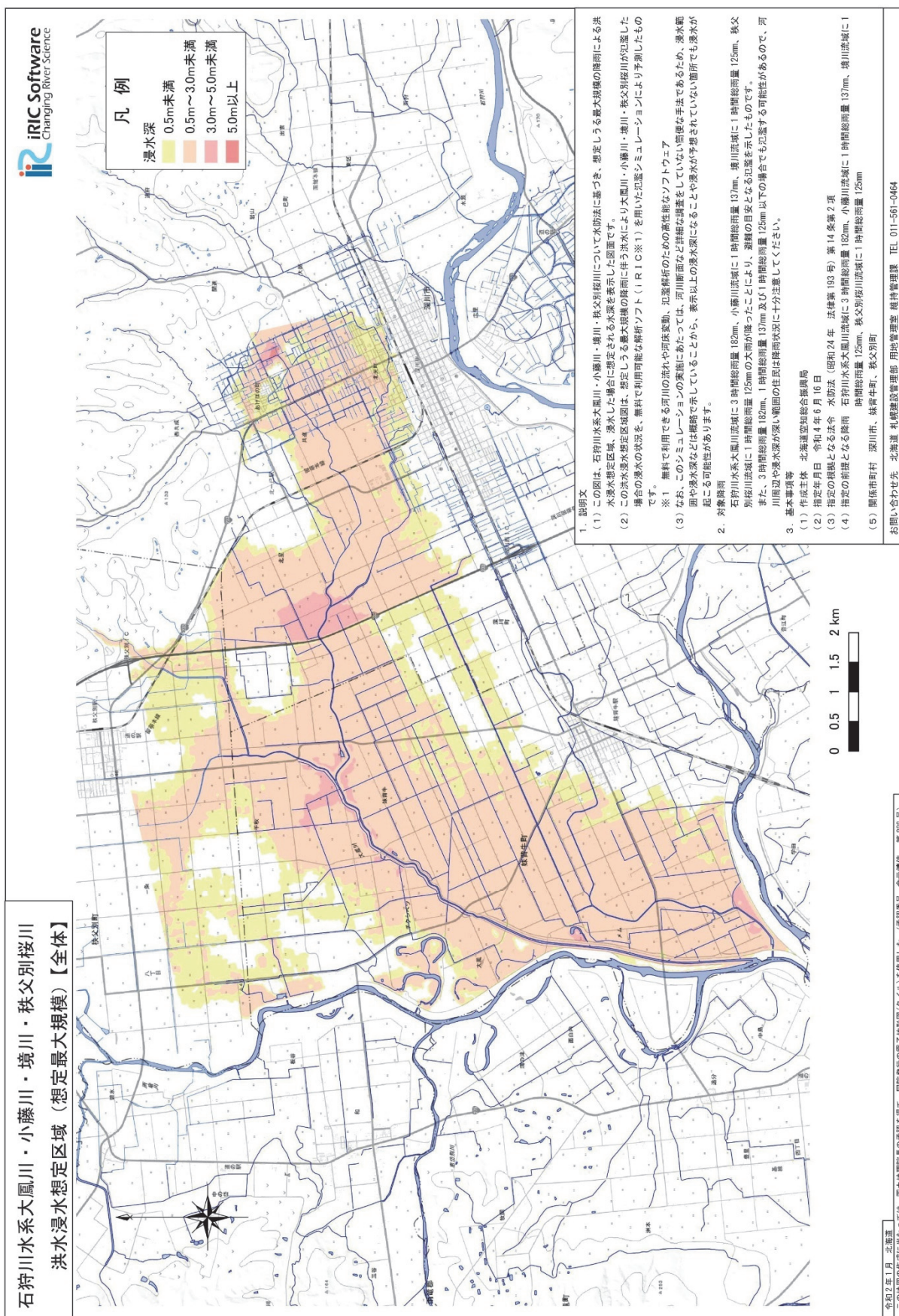
### 資料5-1 洪水浸水想定区域

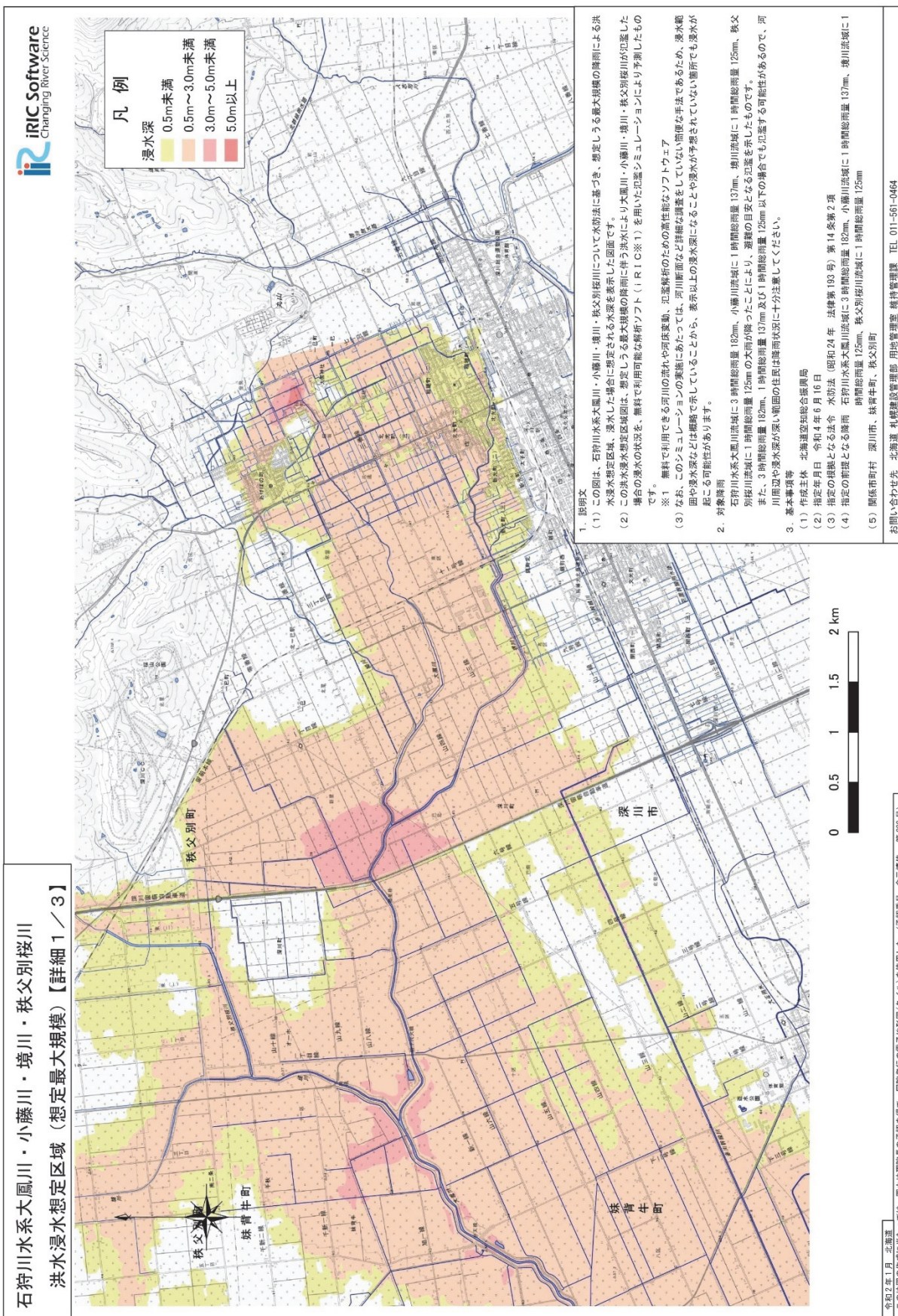


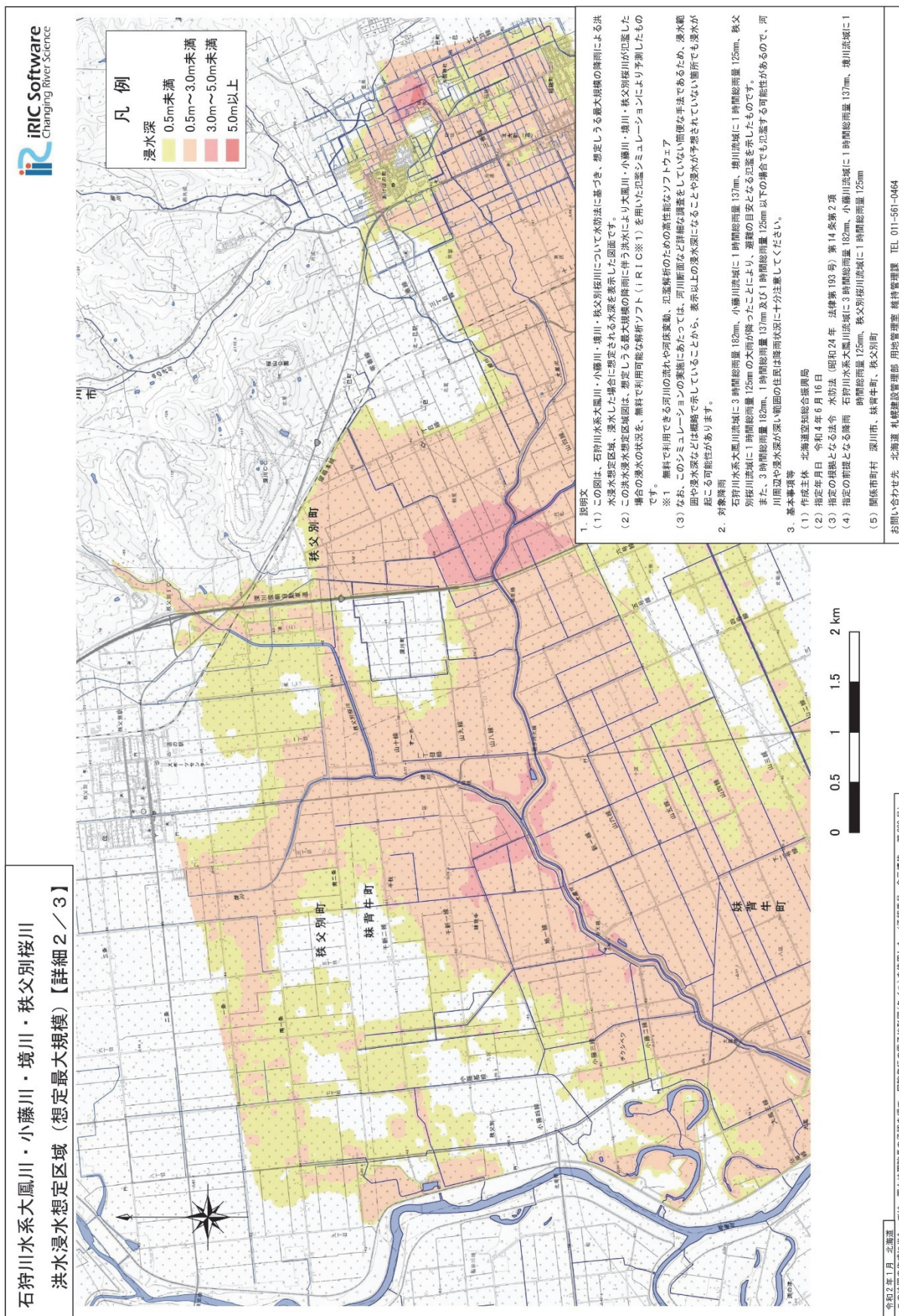


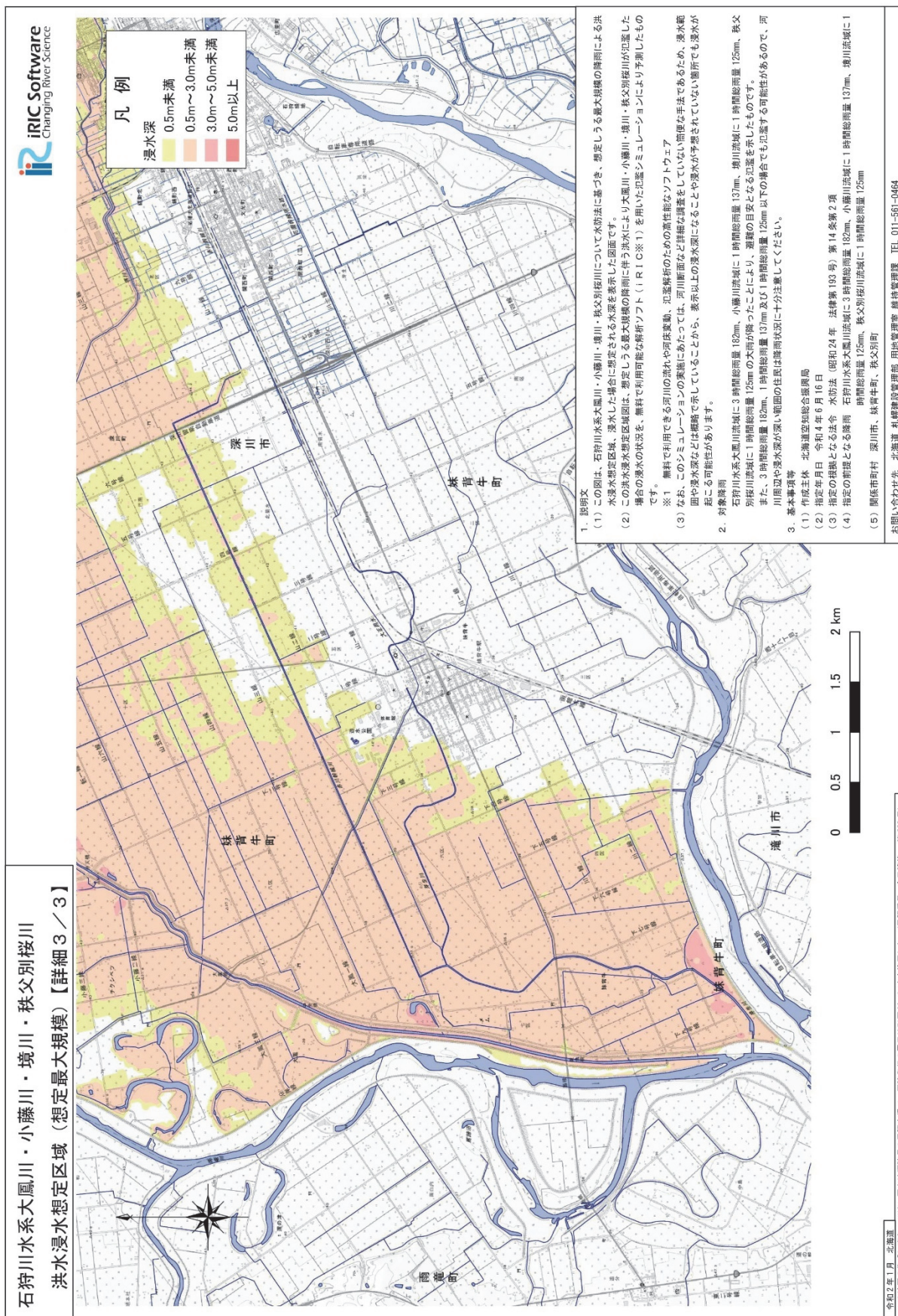


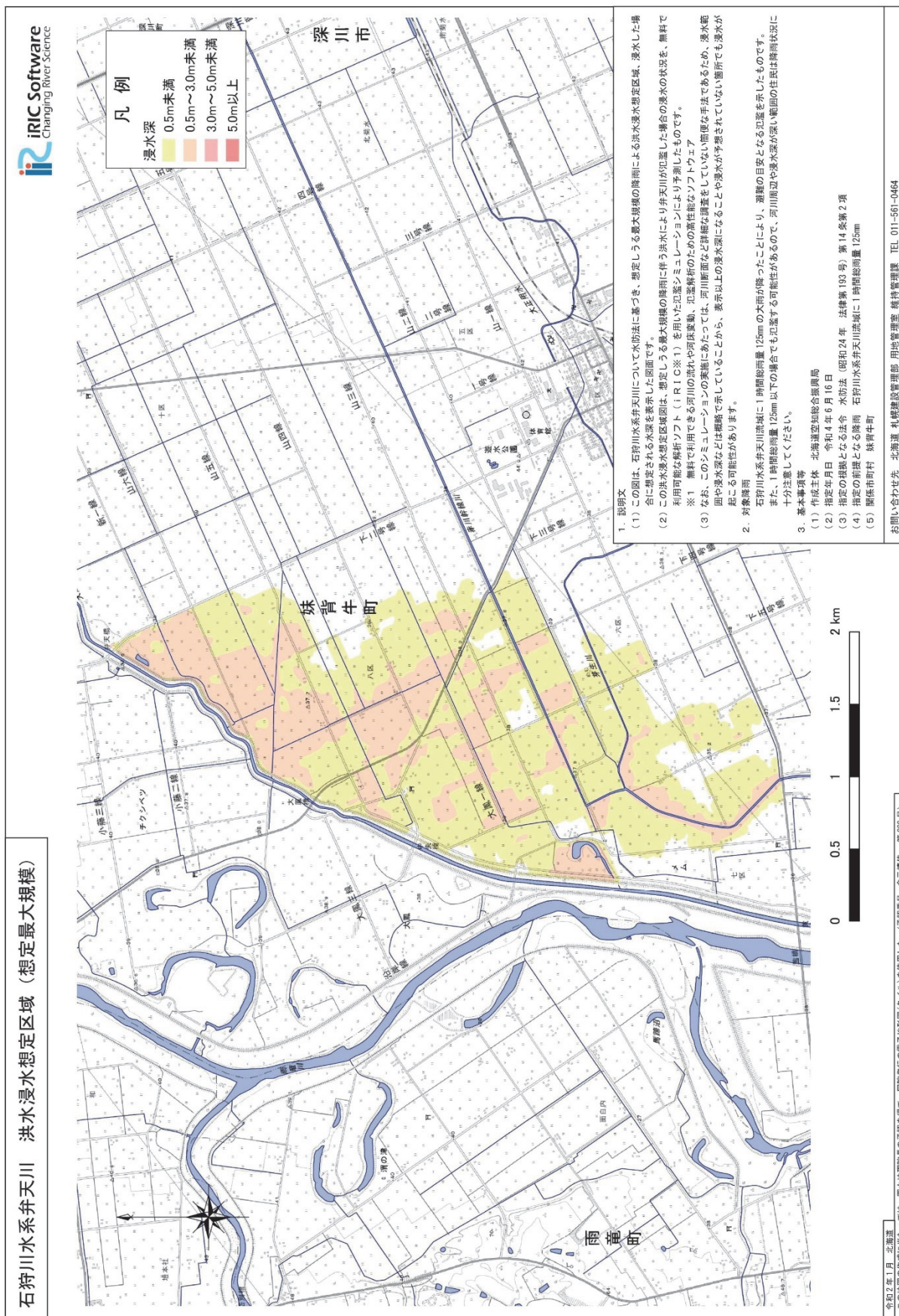












資料5-2 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧

令和7年4月1日現在

	貯蔵所 (単位: kℓ)				取扱所 (単位: kℓ)	
	屋外タンク	屋内	地下タンク	移動タンク	給油取扱所	一般取扱所
中田商事㈱				② 3 灯	① 10.6 ガ ② 10 灯 ② 10 軽	
ホクレン包材㈱	③ 30 重 ③ 5 重	① 1.99 ガ ① 1.3 イ ① 0.14 溶 ① 0.04 ガ ① 0.4 廃イ ② 0.02 軽 ③ 0.4 廃 ④ 1.36 ギ	③ 60 重			
三社石炭販売				② 3 灯		② 10 灯
榎高橋商店	③ 15 重 ② 20 灯			② 4 軽灯 ② 4 軽灯 ② 4 軽灯	① 10 ガ ② 20 軽	② 5 灯
資源サービス㈱					② 20 軽	
妹背牛排水機場 (小藤)	③ 11 重					
榎大成			② 2 灯			
妹背牛町役場			③ 12 重			
森川鉄工㈱						② 1.4 塗
北いぶき農協妹背牛給油所					① 18 ガ ② 12 軽	
妹背牛町総合体育館			③ 8 重			
妹背牛温泉ベベル			③ 10 重			
老人保健施設りぶれ			③ 10 重			
妹背牛排水機場 (新千代)	③ 7 重					
妹背牛排水機場 (北大鳳)	③ 10 重					
妹背牛排水機場 (8丁目)	③ 10 重					
深川地区消防組合妹背牛支署			③ 4 重			
妹背牛排水機場 (メム)			③ 60 重			
妹背牛町農産加工センター			② 1.9 灯			
妹背牛小学校			② 5 灯			
妹背牛中学校			② 5 灯			
妹背牛町米穀乾燥調製貯蔵施設	② 10 灯					
妹背牛町民会館			② 3 灯			

※各貯蔵所及び取扱所とも品名、数量、物品名の順で記す。

品名については、①～第1石油類、②～第2石油類、③～第3石油類、④～第4石油類を表す。

物品名については、ガ～ガソリン、軽～軽油、灯～灯油、重～重油、イ～インク、溶～溶剤、廃イ～廃インク・廃溶剤、廃～廃油、ギ～ギヤーオイル類、塗～塗料を表す。

## 6 避難等

### 資料6-1 避難場所一覧

#### 1 指定緊急避難場所

施設名	所在地	管理責任者
農業者トレーニングセンター	妹背牛町字妹背牛5200番地	教育長
妹背牛小学校グラウンド	妹背牛町字妹背牛431番地の1	学校長
妹背牛中学校グラウンド	妹背牛町字妹背牛252番地の3	学校長
小藤地区運動広場	妹背牛町字チクシベツ527番地の4	町長
新千代地区運動広場	妹背牛町字妹背牛8987番地	町長
遊水公園うらら	妹背牛町字妹背牛5208番地の4	町長

#### 2 指定避難所

避難所		施設管理 責任者	連絡電話番号	備考
名称	収容 人数 (人)			
妹背牛町役場	200	町長	32-2411	
老人福祉センター	150	町長	34-8590	
保健センター	100	町長	32-2413	※
妹背牛小学校	800	学校長	32-2456	
妹背牛中学校	600	学校長	32-2445	
認定子ども園妹背牛保育所	100	町長	32-2501	
総合体育館	300	教育長	32-2525	
カーリングホール	50	町長	32-9511	
妹背牛温泉ペペル	100	支配人	32-4141	
小藤地区コミュニティセンター	30	区長		
新千代地区コミュニティセンター	30	区長		
大鳳地区コミュニティセンター	30	区長		
農業者トレーニングセンター	100	教育長	32-2525	
妹背牛町浄化センター	20	町長	32-4215	
妹背牛町老人保健施設りぶれ	20	施設長	32-3232	※
妹背牛町デイサービスセンター	20	センター長	32-3230	※
妹背牛診療所	20	管理者	32-2475	※

※福祉避難所（要支援者優先施設）

3 避難場所の浸水の想定

名称	石狩川 (L2)	石狩川 (L1)	雨竜川 (L2)	雨竜川 (L1)	石狩川 下流 (1/150)	石狩川 下流 (1/100)	石狩川 下流 (1/50)	大鳳川 小藤川 境川 秩父別川	弁天川
妹背牛町役場	0.5~ 3.0m 未満	○	0.5m 未満	○	○	○	○	○	○
老人福祉センター	0.5~ 3.0m 未満	○	0.5m 未満	○	○	○	○	○	○
保健センター	0.5~ 3.0m 未満	○	0.5m 未満	○	○	○	○	○	○
妹背牛小学校	0.5m未 満	○	0.5m 未満	○	○	○	○	○	○
妹背牛中学校	0.5~ 3.0m 未満	○	0.5m 未満	○	○	○	○	○	○
認定子ども園 妹背牛保育所	0.5m 未満	○	○	○	○	○	○	○	○
総合体育館	0.5~ 3.0m 未満	○	0.5~ 3.0m 未満	○	○	○	○	○	○
カーリングホール	0.5m 未満	○	○	○	○	○	○	○	○
妹背牛温泉ペペル	0.5~ 3.0m 未満	○	0.5m 未満	○	○	○	○	○	○
小藤地区 コミュニティ センター	○	○	0.5~ 3.0m 未満	○	○	○	○	○	○
新千代地区 コミュニティ センター	0.5~ 3.0m 未満	○	0.5m未 満	○	○	○	○	0.5~ 3.0m 未満	○
大鳳地区 コミュニティ センター	0.5~ 3.0m 未満	○	0.5~ 3.0m 未満	○	○	○	○	0.5~ 3.0m 未満	0.5m 未満
農業者 トレーニング センター	0.5~ 3.0m 未満	○	0.5~ 3.0m 未満	○	○	○	○	○	○
妹背牛町 浄化センター	0.5m 未満	○	○	○	○	○	○	○	○

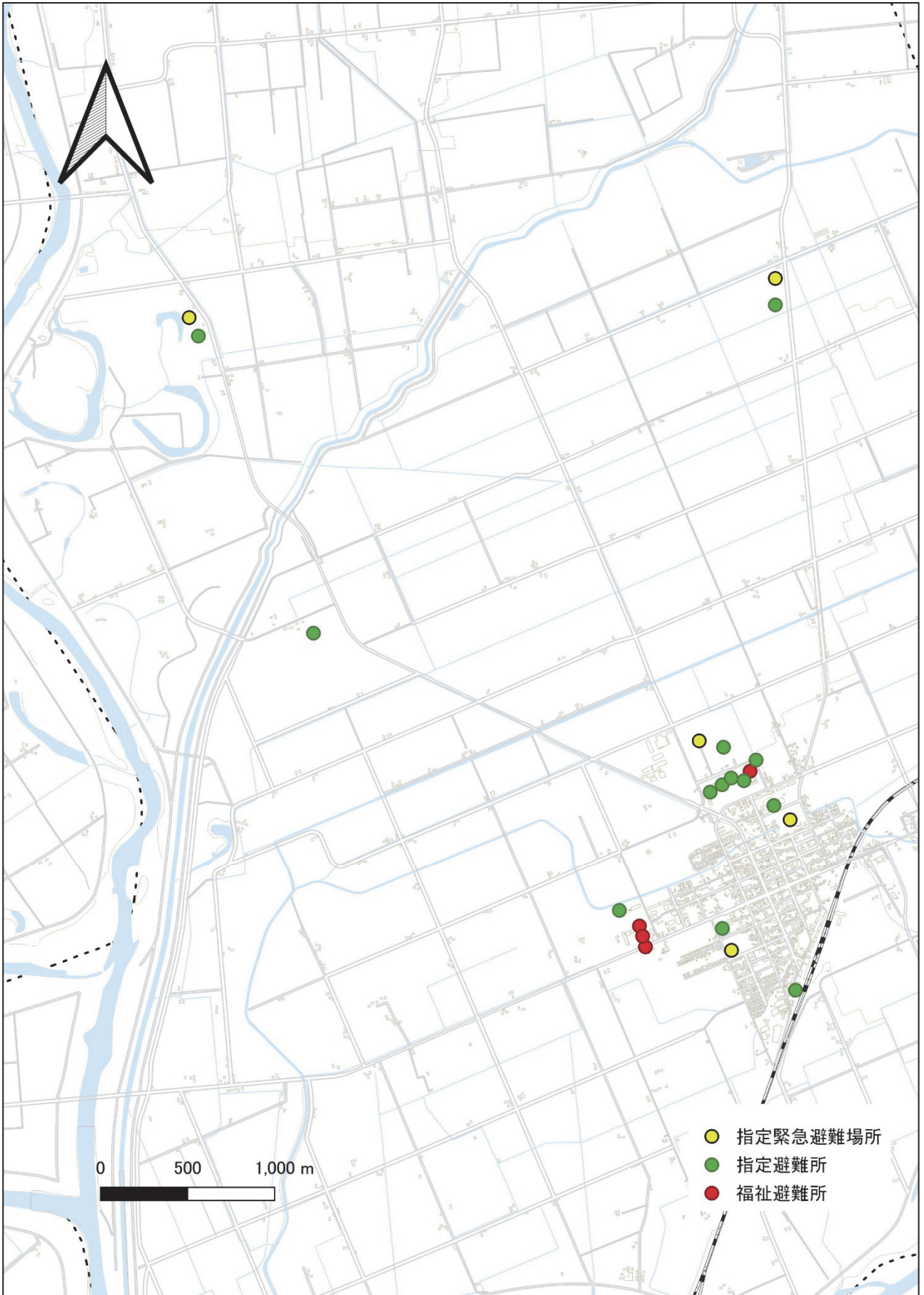
- ・石狩川 (L2) : 石狩川下流 72時間総雨量358mm
- ・石狩川 (L1) : 石狩川下流 72時間総雨量260mm
- ・雨竜川 (L2) : 雨竜川下流 72時間総雨量361mm
- ・雨竜川 (L1) : 雨竜川下流 72時間総雨量250mm
- ・石狩川下流 (1/150) : 石狩川下流 72時間総雨量260mm、雨竜川下流 72時間総雨量290mm、  
恵岱別川 72時間総雨量280mm
- ・石狩川下流 (1/100) : 石狩川下流 72時間総雨量240mm、雨竜川下流 72時間総雨量250mm、

恵岱別川 72時間総雨量260mm

- 石狩川下流 (1/50) : 石狩川下流 72時間総雨量220mm、雨竜川下流 72時間総雨量200mm、  
恵岱別川 72時間総雨量220mm

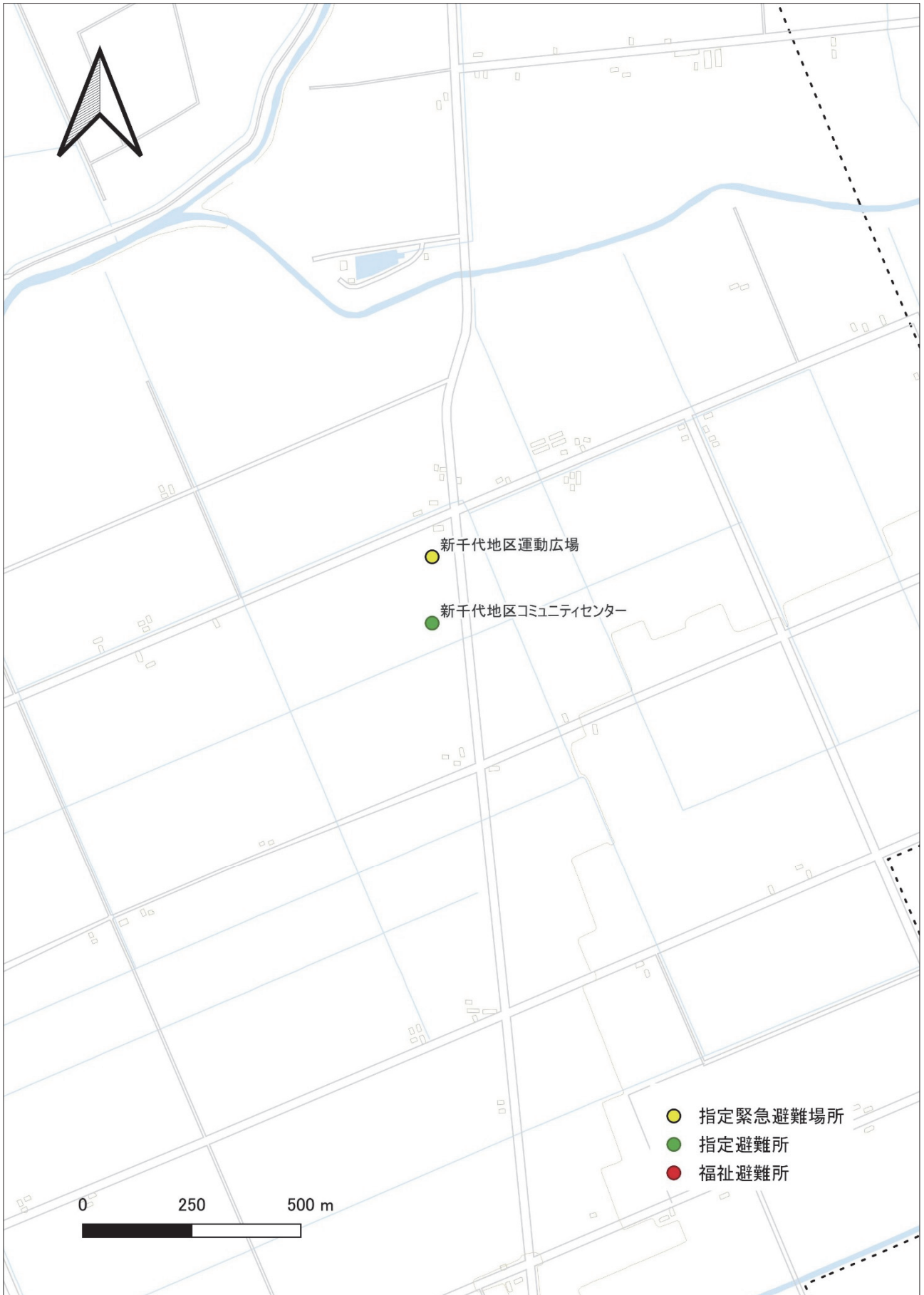
- 大鳳川、小藤川、境川、秩父別川 : 大鳳川流域 3時間総雨量182mm、小藤川流域 1時間総雨量137  
mm、境川流域 1時間総雨量125mm、秩父別川流域 1時間総雨量125mm

- 弁天川 : 弁天川流域 1時間総雨量125mm









## 資料6-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

名称	住所
妹背牛町デイサービスセンター	字妹背牛361-12
妹背牛小学校	字妹背牛432番地
認定こども園妹背牛保育所	字妹背牛4313-12
老人福祉センター	字妹背牛5200
保健センター	字妹背牛5200番地

## 資料6-3 避難情報発令の判断

## 洪水（石狩川）

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> <li>石狩川の水位観測所（納内）の水位が、避難判断水位（レベル3水位）である59.2mに到達した場合</li> <li>石狩川の水位観測所（妹背牛橋）の水位が氾濫注意水位である33.4mか、あるいは、水位観測所（納内）の水位が氾濫注意水位である58.9mを超えた状態、または、危機管理型水位計の水位が観測開始水位（下記参照）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>上流の水位が急激に上昇している場合</li> <li>石狩川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</li> <li>上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</li> </ol>           ※観測開始水位           <ul style="list-style-type: none"> <li>・石狩川KP115.0右岸（-2.85m）</li> <li>・石狩川KP112.3右岸（-4.68m）</li> <li>・石狩川KP111.71左岸（-2.79m）</li> </ul> </li> <li>堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ol>	洪水浸水想定区域を参考にその都度、対象地域を特定する。
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> <li>石狩川の水位観測所（納内）の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）である60.1mに到達した場合</li> <li>石狩川の水位観測所（納内）の水位が避難判断水位（レベル3水位）である59.2mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>石狩川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</li> </ol> </li> <li>石狩川の危機管理型水位計の水位が、危険水位（下記参照）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>石狩川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</li> <li>上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・石狩川KP115.0右岸（-2.54m）</li> <li>・石狩川KP112.3右岸（-2.32m）</li> <li>・石狩川KP111.71左岸（-1.92m）</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</li> <li>警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ol> ※夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	洪水浸水想定区域を参考にその都度、対象地域を特定する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） <ol style="list-style-type: none"> <li>石狩川の危機管理型水位計の水位が、氾濫開始水位である0.00mを超えた状態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・石狩川KP115.0右岸（0.00m）</li> <li>・石狩川KP112.3右岸（0.00m）</li> <li>・石狩川KP111.71左岸（0.00m）</li> </ul> </li> <li>石狩川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</li> <li>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</li> </ol> （災害発生を確認） <ol style="list-style-type: none"> <li>堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</li> </ol>	洪水浸水想定区域を参考にその都度、対象地域を特定する。
避難情報の解除基準	水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。 また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。	

洪水（雨竜川）

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 雨竜川の水位観測所（雨竜橋）の水位が、避難判断水位（レベル3水位）である33.7mに到達した場合</p> <p>2 雨竜川の水位観測所（雨竜橋）の水位が氾濫注意水位である33.4mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合                      ①水位観測所（雨竜橋）より上流に位置する水位観測所（北竜橋）、大鳳川の水位観測所（大鳳橋）の水位が急激に上昇している場合                      ②雨竜川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）                      ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 雨竜川の水位観測所（北竜橋）の水位が氾濫注意水位である38.1mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合                      ①雨竜川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）                      ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 大鳳川の水位観測所（大鳳橋）の水位が氾濫注意水位である36.1mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合                      ①雨竜川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）                      ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>5 雨竜川の危機管理型水位計（雨竜川KP12.0右岸）の水位が、観測開始水位である-5.52mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合                      ①雨竜川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）                      ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>6 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>7 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>洪水浸水想定区域を参考にその都度、対象地域を特定する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 雨竜川の水位観測所（雨竜橋）の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である34.2mに到達した場合</p> <p>2 雨竜川の水位観測所（雨竜橋）の水位が避難判断水位（レベル3水位）である33.7mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合                      ①水位観測所（雨竜橋）より上流に位置する水位観測所（北竜橋）、大鳳川の水位観測所（大鳳橋）の水位が急激に上昇している場合                      ②雨竜川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）                      ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 雨竜川の危機管理型水位計（雨竜川KP12.0右岸）の水位が、危険水位である-2.65mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合                      ①雨竜川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）                      ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）                      ※夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	<p>洪水浸水想定区域を参考にその都度、対象地域を特定する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1 雨竜川の水位観測所（雨竜橋）の水位が、氾濫開始相当水位である34.2mに到達した場合</p> <p>2 雨竜川の危機管理型水位計（雨竜川KP12.0右岸）の水位が、氾濫開始である0.00mを超えた状態</p> <p>3 雨竜川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</p> <p>4 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>5 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	<p>洪水浸水想定区域を参考にその都度、対象地域を特定する。</p>
<p>避難情報の解除基準</p>	<p>水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する</p>	

	ものとする。 また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。	
--	--	--

## その他の河川

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 町内に洪水警報が発表され、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①町内に洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	洪水浸水想定区域を参考にその都度、対象地域を特定する。
【警戒レベル4】 避難指示	1 町内に洪水警報が発表され、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①町内に洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測値で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	洪水浸水想定区域を参考にその都度、対象地域を特定する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 町内に洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） (災害発生を確認) 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	洪水浸水想定区域を参考にその都度、対象地域を特定する。
避難情報の解除基準	水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。 また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。	

## 資料6-4 炊き出し施設

施設名	所在地	炊出能力	電話番号
妹背牛小学校	妹背牛町字妹背牛 432番地	200食	32-2456
妹背牛中学校	妹背牛町字妹背牛 252番地	200食	32-2445
認定子ども園妹背牛保育所	妹背牛町字妹背牛 4313番地の12	200食	32-2501
妹背牛町保健センター	妹背牛町字妹背牛 5200番地	300食	32-2413
妹背牛町農産物加工センター	妹背牛町字妹背牛 361番地の50	200食	32-4201

## 7 物資・資機材・医療等

資料7-1 防災資機材保有状況

令和7年10月23日現在

名称	数量	保管場所	備考
可搬式ポンプ	5台	水防倉庫	横軸渦巻斜流ポンプ 口径300mm、排出量毎分12~15m <sup>3</sup> ベルト掛駆動式NE型真空ポンプ1台 HONDA ET5000Z 5kVAガソリン1台
水中ポンプ (鶴見製作所寄贈)	2台	北大鳳排水機場	鶴見製作所 口径200mm 吐出量毎分4m <sup>3</sup> 水中型三相誘導電動機
一輪車	5台	水防倉庫	
バケツ	10個	水防倉庫	
懐中電灯	10個	役場第1会議室	
土のう袋	520枚	水防倉庫	素材：麻20枚、ポリ500枚
土のう袋 (日本高压寄贈)	100枚		
スコップ	5本	水防倉庫	
剣先スコップ (日本高压寄贈)	5本		
発電機	3台	役場・水防倉庫	役場階段下、老福各1台 水防倉庫1台 HONDA EU5is 5.5kVAガソリン
発電機 (日本高压寄贈)	1台		
発電機 (水中ポンプ、施設用)	3台	青木建設	(株)やまびこ DGM600MK 三相・単相同時出力 50kVA 軽油 ※青木建設管理委託 電灯版・動力盤有
鉄杭	50本	水防倉庫	
ハンマー	3本	水防倉庫	
かけや	1本	水防倉庫	
給水用ポリタンク 20リットル	50個	浄化センター	
給水袋6リットル	1,300枚	水防倉庫	

## 資料7-2 備蓄状況

令和7年10月23日現在

名称	数量	備考
毛布	200枚	
寝袋	100枚	
マット	100枚	
ダンボールベッド用間仕切り	50組	
エアーマット (シングル)	50台	
防災ベスト	26着	
防災ヘルメット	20個	
ヘルメット	30個	
LEDヘッドライト	20個	
携帯式トイレ(MLM-S100)	10箱	
プラダン便座(SDB-95)	10台	
トイレ用テント (UNI-TENT DX)	1台	
救急セット (20人用)	2セット	
緊急対策用トイレ袋	2セット	
LEDランタン	30個	
懐中電灯 (LED2W SL-2F)	10個	
レインボーミスト (WH-5600)	1台	
ポータブルストーブ(ST-6620)	1台	
ジェットヒーター (HRS330)	1台	
暖房機器等	2台	
灯油 (ポリタンク)	3台	
ガソリン携行缶	2台	
白タオル	100枚	
防災充電ラジオ	3台	
カイロ(貼らないタイプ)	10個	
オンパックス (7年保存)	24袋	
アルコール	71個	
簡易型避難用テント(2人用)	20組	
避難所用間仕切りテント	30台	
ロゴス避難所用間仕切りテント	20張	
避難施設様ふとんマット	50枚	
感染症対策・共用スペース用パーテーション	10台	
非接触型体温計	10個	
サーマルカメラ	2台	

名称	数量	備考
マスク	10,100枚	
子供用マスク	1,225枚	
飛沫防止パーテーション	13枚	
フェイスシールド	93枚	
使い捨てグローブ	1,500双	3サイズ各500双
使い捨てエプロン(10枚/箱)	19個	
使い捨てシューズカバー	10双	
薬用ハンドソープ	12本	ポンプ式
薬用ハンドソープ(詰替え用5kg)	1個	
設置型組立式給水タンク(一式)	1台	
保存水(500ミリリットル)	1,006本	カムイワッカ麗水
保存水(2リットル)	60本	志布志の水
12年保存水(500ミリリットル)	1,032本	2037年11月期限 DSW PREMIUM 12YEARS
アルファ米 山菜おこわ	69食	
エマージェンシークッキー	516食	
ひだまりパン	720食	プレーン・メープル・チョコ
アルファ米 白がゆ	200食	
カレーうどん	210食	
マジックライス 五目ご飯	211食	
野菜ジュース	212缶	
尾西カレーライス	213食	
スティックバウムクーヘン	214食	
携帯おにぎり	200食	鮭・わかめ・五目おこわ・昆布

※水・食料 避難者100人約5日間分

## 資料7-3 医療機関一覧

名称	所在地	電話番号
妹背牛診療所	妹背牛町字妹背牛361-22	32-2456

## 8 通信・交通・インフラ等に関する資料

資料8-1 標章



資料8-2 ヘリコプター離着陸場所在地

番号	名 称	住 所	冬期間使用	整備状況
1	妹背牛小学校グラウンド	字妹背牛431番地の1	除雪 無	土
	北緯 43度41分23秒09 東経 141度57分51秒33			
2	妹背牛中学校グラウンド	字妹背牛252番地の3	除雪 無	土
	北緯 43度41分47秒19 東経 141度58分03秒67			
3	小藤地区運動広場	字チクハツ527番地の4	除雪 無	土
	北緯 43度42分48秒86 東経 142度09分49秒49			
4	新千代地区運動広場	字妹背牛8987番地	除雪 無	土
	北緯 43度43分24秒54 東経 141度58分01秒66			
5	カーリングホール駐車場	字妹背牛5181-2	除雪 有	舗装
	北緯 43度42分4秒79 東経 141度57分36秒48			

## 9 条例・要綱・要領・協定等

### 資料9-1 妹背牛町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、妹背牛町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 妹背牛町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に関する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
  - (2) 自衛隊に所属する者のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (4) 北海道の警察官のうちから町長が任命する者
  - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (9) その他防災に関する学識経験を有する者のうちから町長が任命する者
- 6 前項各号の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任するものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則(平成12年3月6日条例第2号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月11日条例第22号)  
この条例は、公布の日から施行する。

## 資料9-2 妹背牛町防災会議運営規程

平成21年2月16日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規定は、妹背牛町防災会議条例(昭和40年条例第22号)第5条の規定に基づき、妹背牛町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 防災会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員の過半数以上から請求があったときは、防災会議を招集しなければならない。

(委員の代理)

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(委員の異動報告)

第4条 妹背牛町防災会議条例第3条第5項第1号から7号に掲げる委員の異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 防災会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決する。

3 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、総務課総務グループにおいて処理する。

附 則

この訓令は、平成21年2月16日から施行する。

## 資料9-3 妹背牛町災害対策本部条例

昭和38年4月1日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、妹背牛町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月3日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料9-4 妹背牛町災害時備蓄庫設置及び管理に関する条例

令和5年3月7日

条例第1号

(目的)

第1条 災害等の非常時に必要となる食料、生活必需品及び防災資機材等の物資を備蓄、保管を目的として、妹背牛町災害時備蓄庫(以下「備蓄庫」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 備蓄庫の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 妹背牛町災害時備蓄庫

位置 妹背牛町字妹背牛 5200 番地の1

(管理)

第3条 備蓄庫は、町長が管理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料9-5 災害復旧事業等に係る事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行1カ所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	1施設 120万円以上	8/10
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10（通常）、8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	1カ所 40万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所 40万円以上	5/10～6.5/10（通常） 7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、道流堤、水路又は着底基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理の属する外郭施設、係留施設、水域施設）	1カ所 40万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害：1カ所 40万円以上 激甚災害（告示地域に限る。）：1カ所 13万円以上	2/10（一般災害）、3/10、4/10、5/10、9/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	国	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円超	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円超	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円超 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要などとき	
公営住宅法	災害公営住宅整備事業	道、市町村	災害公営住宅の整備	・天然災害の場合 滅失戸数が被災地全域で500戸以上または、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上 ・火災の場合 滅失戸数が被災地全域で200戸以上又は一市町村全住宅の1割	建設又は買取り2/3（激甚災害の場合3/4） 借上げ2/5	
			災害公営住宅の家賃低廉化	・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額	2/3（激甚災害の場合、当初5年間は3/4）	
	既設公営住宅復旧事業	道、市町村	既設公営住宅の再建設	再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2（激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。）	
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内の合計額が290万円（市町村の場合は190万円）		
改良住宅等改善事業制度要綱	災害復旧事業	道、市町村	既設公営住宅の再建設	再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2	
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内の合計額が290万円（市町村の場合は190万円）		
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2	
老人福祉法・介護保険法	老人福祉施設等	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	〃	1/2 または 1/3	
障害者総合支援法	障害者支援施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	〃	1/2	
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃	

9 条例・要綱・要領・協定等 / 資料9-4 妹背牛町災害時備蓄庫設置及び管理に関する  
 条例

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村 (指定都市及び中核市を除く。)、 社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、 児童養護施設、放課後等デイサービス事業 所等	施設整備～災害復旧費協議会1件につ き80万円以上(保育所及び幼保連携型 認定こども園、幼稚園型認定こども園 については40万円以上)	1/2又は1/3
社会福祉法 等	その他の社会 福祉施設等	〃	社会事業授産施設、地域福祉センター、生 活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につ き80万円以上	1/2又は1/3
感染症の予 防及び感染 症の患者に 対する医療 に関する法 律	感染症法予 防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設 災害復旧費 及び簡易水 道施設災害 復旧費補助 金交付要綱	水道施設災害 復旧事業	市町村、一 部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業(原 形に復旧することが著しく困難な場合 においては、当該施設の従前の効用を復旧 するための施設を設置する事業を含む。) ○応急的に施設を設置する事業(応急的に 共同給水装置を設置する事業を含む。)	○上水道事業又は水道用水供給事業 本復旧費1,900千円(町村は1,000千 円)を超え、かつ、現在給水人口×130 円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費1,000千円(町村は500千円) を超え、かつ、現在給水人口×110円 を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施 設災害復旧 費用国庫負 担法	公立学校施設 災害復旧事業	道、 市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育 学校、高等学校、中等教育学校、特別支援 学校、大学及び高等専門学校の施設(建物、 建物以外の工作物、土地、設備)	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島4/5)
公立諸学校 建物其他災 害復旧費補 助金交付要 綱	公立学校施設 災害復旧事業	道、 市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新 築復旧工事又は補修復旧工事(構造体の補 強等による大規模なものに限る。)に伴う 応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こど も園の使用施設	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島4/5)
都市災害復 旧事業国庫 補助に關す る基本方針	街路	道、 市町村	○都市計画法第18条、第19条又は第22条の 規定により決定された施設道路及び土地 区画整理事業により築造された道路(道路 の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を 含む。)で道路法第18条の道路供用開始の 告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業 法第12条の検査を終了していないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設 等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排 水路、排水機、樋門及びその附属施設。都 市計画区域内にある地方公共団体の維持 管理に属する公園(自然公園を除く。)、広 場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において 災害により発生した土砂等の流入、崩壊等 により堆積した土砂の総量が3万m <sup>3</sup> 以上 であるもの、又は2千m <sup>3</sup> 以上の一団をなす 堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する 堆積土砂で、その量2千m <sup>3</sup> 以上であるもの で、基本方針に定める条件に該当する堆積 土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の処理 及び清掃に關 する法律	災害廃棄物処理 等	市町村(一部 事務組合、地 域連合含む)	災害その他の事由のために実施した生活 環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の 収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害 に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬 及び処分に係る事業等	指定市：80万円以上 市町村：40万円以上	1/2
活動火山対 策特別措置 法	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及 び排水渠(これらに直接接続するポンプ場 の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収 集し、運搬し、及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
都市局所管	2) 都市排水		都市排水路内の水路内に堆積した降灰収		1/2

9 条例・要綱・要領・協定等 / 資料9-4 妹背牛町災害時備蓄庫設置及び管理に関する  
 条例

降灰除去事業費補助金 交付要綱	路		集し、運搬し、及び処分する事業とする		
	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び 処分する事業とする		”
	4) 宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるもの を含む)に堆積した降灰で、市町村長が 指定した場所に集積されたものを運搬し 及び処分する事業とする		”

資料9-6 応急金融の概要

融資の 名称	内容・資格・条件等						
	資金の種類	内容	貸付限度 (円)	据置期間	償還期間	利子	
生活福祉基金	総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内	最終貸付日から6ヵ月以内	10年以内	無利子(連帯保証人が設定できない場合:1.5%)
			(複数世帯) 月額200,000円以内				
		住居入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6ヵ月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヵ月以内)		
	一次生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内				
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、使途目的に応じて別表を参照)	6ヵ月以内	20年以内 (ただし、使途目的に応じ別表を参照)	無利子(連帯保証人が設定できない場合:1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困った場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヵ月以内	12ヵ月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6ヵ月以内	20年以内 (貸付額に期間の目安あり)	無利子
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
				(短期大学) 月額60,000円以内			
(大学) 月額65,000円以内							
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	
	要保護世帯向不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	
融資の 名称	用途目的		呼称	貸付限度目安	償還期間	利子	

9 条例・要綱・要領・協定等 / 資料9-4 妹背牛町災害時備蓄庫設置及び管理に関する  
 条例

生活福祉基金	生業を営むために必要な経費		生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		技能習得関係経費	技能習得期間 ・ 6か月以内 1,300,000円 ・ 1年以内 2,200,000円 ・ 2年以内 4,000,000円 ・ 3年以内 5,800,000円	8年以内			
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費		住宅経費	2,500,000円	7年以内			
	福祉用具等の購入に必要な経費		福祉用具経費	1,700,000円	8年以内			
	障がい者用自動車の購入に必要な経費		障がい者自動車経費	2,500,000円	8年以内			
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内			
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内			
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内			
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費		災害経費	1,500,000円	7年以内			
	冠婚葬祭に必要な経費		冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内			
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		移転設備経費	500,000円	3年以内			
	就職、技能習得等の支度に必要な経費		支度関係経費	500,000円	3年以内			
その他日常生活上一時的に必要な経費		その他の経費	500,000円	3年以内				
融資の名称	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
母子父子寡婦福祉資金	事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業)を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,260,000 団体 4,890,000		1年	7年以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%
	事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,630,000 団体 1,630,000		6か月	7年以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%

9 条例・要綱・要領・協定等 / 資料9-4 妹背牛町災害時備蓄庫設置及び管理に関する  
 条例

	修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校 (高等課程) 高等専門学校 短大、専修大学 (専門課程) 大学 専修学校 (一般課程)	<p>高等課程</p> <p>公立(自宅) 27,000              (自宅外) 34,500</p> <p>私立(自宅) 45,000              (自宅外) 52,500</p> <p>高等専門学校              (1、2、3年)</p> <p>公立(自宅) 31,500              (自宅外) 33,750</p> <p>私立(自宅) 48,000              (自宅外) 52,500</p> <p>高等専門学校              (4、5年)</p> <p>公立(自宅) 67,500              (自宅外) 76,500</p> <p>私立(自宅) 98,500              (自宅外) 115,000</p> <p>短大</p> <p>公立(自宅) 67,500              (自宅外) 96,500</p> <p>私立(自宅) 98,500              (自宅外) 115,000</p> <p>専修学校(専門課程)</p> <p>公立(自宅) 67,500              (自宅外) 78,000</p> <p>私立(自宅) 89,000              (自宅外) 126,500</p> <p>大学</p> <p>公立(自宅) 71,000              (自宅外) 108,500</p> <p>私立(自宅) 108,500              (自宅外) 146,000</p> <p>大学院</p> <p>修士課程 132,000              博士課程 183,000</p> <p>専修学校(一般家庭)</p> <p>52,500</p>	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内(専修学校(一般課程は5年以内))	無利子 ※親に貸付ける場合児童を連帯借受人とする。 児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。
--	------	---	--	--	-------	------------	------------------------	---

技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し 又は会社等に就職 するために必要な 知識、技能を習得 するために必要な 資金 (例 洋裁、タイ プ、栄養士等)	(一般) 月額 68,000 (特別) 一括 816,000 (12月分相当)  運転免許 460,000	知識、技能を 習得する期 間中5年を こえない範 囲内	知識 技能 習得 後1 年	20年 以内	保証人有： 無利子  保証人無： 年1.0%
就業資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	事業を開始し又は 就職するために必 要な知識、技能を 習得するために必 要な資金	(一般) 月額 68,000  運転免許 460,000  (注) 就業施設で知識、 技能習得中の児 童が18歳に達し たことにより児 童扶養手当等の 給付を受けるこ とができなくな った場合、上記の 額に児童扶養手 当額を加算	知識、技能を 習得する期 間中5年を こえない範 囲内	知識 技能 習得 後1 年	20年 以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 父母のない児 童 寡婦	就職するために直 接必要な衣服、履 物及び通勤用自動 車等を購入する資 金	105,000  特別 340,000		1年	6年 以内	親に係る貸 付の場合 保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%  児童に係る 貸付の場合 修学資金と 同じ
医療介護資金	母子家庭の母 又は児童(介護 の場合は児童 を除く) 父子家庭の父 又は児童(介護 の場合は児童 を除く) 寡婦	医療又は介護(当 該医療を受ける期 間が1年以内の場 合に限る)を受け るために必要な資 金	【医療】 340,000 特別 480,000  【介護】 500,000		医療 介護 を受け る期 間満 了か ら6 か月	5年 以内	保証人有： 無利子  保証人無： 年1.0%
生活資金	母子家庭の母  父子家庭の父  寡婦	知識技能を習得し ている間の生活補 給資金	月額 141,000	知識技能を 習得する期 間中5年以 内	知識 技能 習得 後6 か月	20年 以内	保証人有： 無利子  保証人無： 年1.0%

9 条例・要綱・要領・協定等 / 資料9-4 妹背牛町災害時備蓄庫設置及び管理に関する  
 条例

			医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金	月額 108,000	医療又は介護を受けている期間中 1年以内	医療若しくは介護終了後 6か月	5年以内	
			母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間に必要な生活補給資金	月額 108,000 一括 1,296,000	259.2万円を限度	貸付期間満了後 6か月	8年以内	
			失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 108,000	離職した日の翌日から 1年以内	貸付期間満了後 6か月	5年以内	
		母子家庭の母 父子家庭の父	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金(児童扶養手当を受給している者は除く)	児童扶養手当支給額	原則3か月以内(道が適当と認める場合は1年まで延長可)	貸付期間満了 6か月	10年以内	
	住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000  (特別 2,000,000)		6か月	6年以内 特別は 7年以内	保証人有： 無利子  保証人無： 年1.0%
	転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	保証人有： 無利子  保証人無： 年1.0%

	就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 64,300 中学校 81,000 高等学校等 公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,500 大学・短大等 公立(自宅) 410,500 (自宅外) 420,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 修業施設 ※中学校卒業者(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 ※高等学校卒業者(自宅) 272,000 (自宅外) 51,000	6か月	20年以内  専修学校(一般家庭)、就業施設  修業5年以内	修学資金と同様
	結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	310,000	6か月	5年以内	保証人有：無利子  保証人無：年1.0%

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2補助 道 1/2補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3補助 道 1/3補助 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市 1/3

9 条例・要綱・要領・協定等 / 資料9-4 妹背牛町災害時備蓄庫設置及び管理に関する  
 条例

融資の 名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3%以内で条例が定める率  〔措置期間は無利子〕	3年  〔特別の事情がある場合は5年〕	10年  〔据置期間を含む〕	月賦  半年賦  年賦
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円				
	③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円				
	④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 2,700,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2補助 道 1/2補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3補助 道 1/3補助 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等																																																																							
災害復興住宅融資	1 融資対象者 ・次の（１）から（４）の全てにあてはまる方 （１）自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 （２）ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方 （３）年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table>					年収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率基準	30%以下	35%以下																																																													
	年収	400万円未満	400万円以上																																																																					
	総返済負担率基準	30%以下	35%以下																																																																					
	（４）日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方 2 融資条件																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区分</th> <th>建設</th> <th>新築住宅購入</th> <th>リ・ユース(中古)住宅購入</th> <th>補修</th> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">融資対象</td> <td>住宅の規格等</td> <td colspan="4">                     居室、台所及びトイレが備えられていること                      （独）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること                      地方公共団体等による現場審査を受けること                 </td> </tr> <tr> <td>住宅部分床面積</td> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>築年数</td> <td colspan="2">                     申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅                 </td> <td>                     申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅                 </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> <td>                     機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">融資限度額</td> <td>基本融資額</td> <td>                     建設資金 1,680万円                      土地取得資金 970万円                      整地資金 450万円                 </td> <td>                     購入資金 2,650万円                      （購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度）                 </td> <td>                     購入資金 2,650万円                      （購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度）                 </td> <td>                     補修資金 740万円                      整地資金 450万円                      引方移転資金 450万円                 </td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>建設資金 520万円</td> <td>購入資金 520万円</td> <td>購入資金 520万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">返済期間</td> <td>耐火準耐火木造(耐久性) 木造(一般)</td> <td>35年以内</td> <td>35年以内</td> <td>35年以内</td> <td>20年以内</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="3">3年以内</td> <td>1年以内 (返済期間に含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">融資金利</td> <td>建設・購入の場合</td> <td colspan="3">                     基本融資額 年0.45%                      特例加算額 年1.35%                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>補修の場合</td> <td colspan="3">年0.45%</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）</td> </tr> <tr> <td>受付期間</td> <td colspan="5">り災日から2年間</td> </tr> </table>					区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修	融資対象	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること （独）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること				住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	築年数	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅		申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 （購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度）	購入資金 2,650万円 （購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度）	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金 450万円	特例加算額	建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円		返済期間	耐火準耐火木造(耐久性) 木造(一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内	据置期間	3年以内			1年以内 (返済期間に含む)	融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.45% 特例加算額 年1.35%				補修の場合	年0.45%				（令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）					受付期間	り災日から2年間				
	区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修																																																																			
	融資対象	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること （独）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること																																																																					
		住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし																																																																			
		築年数	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅		申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅																																																																			
		その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅																																																																			
	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 （購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度）	購入資金 2,650万円 （購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度）	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金 450万円																																																																		
		特例加算額	建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円																																																																			
	返済期間	耐火準耐火木造(耐久性) 木造(一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内																																																																		
		据置期間	3年以内			1年以内 (返済期間に含む)																																																																		
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.45% 特例加算額 年1.35%																																																																						
	補修の場合	年0.45%																																																																						
（令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）																																																																								
受付期間	り災日から2年間																																																																							

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

9 条例・要綱・要領・協定等 / 資料9-4 妹背牛町災害時備蓄庫設置及び管理に関する  
 条例

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 (災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。)
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得(法人にあっては総売上高)の過半又は粗収益が200万円(法人1,000万円)以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること ○地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化などに取り組むものとして市町村が認める者
	貸付限度額	600万円 (ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。)
	償還期間	15年以内(うち据置き3年以内)
	貸付利率	年0.60~0.95%(R6.3.18現在) ※ただし、国が定める災害は実質無利子となる

取扱機関	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会50,000,000円)
	償還期限	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
	農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))	資金使途
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期限	①15年(うち据置3年)以内 ②25年(うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.16~0.20%(R4.9.20現在) ※ただし、国が定める災害は実質無利子となる
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設) 水産業施設資金(災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000万円 その他施設 300万円 1及び2のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.20~0.60%(R4.9.20現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫 及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

9 条例・要綱・要領・協定等 / 資料9-4 妹背牛町災害時備蓄庫設置及び管理に関する  
条例

融資の名称	内容・資格・条件等	
林業基盤整備 資金(造林(災 害(復旧造 林)))	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期限	30年以内(20年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.60～1.10%(R6.3.18現在)※貸付区分等により異なる
林業基盤整備 資金(樹苗養成 施設(災害(樹 苗養成)))	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、 中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期限	15年以内(5年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.60～1.10%(R6.3.18現在)
林業基盤整備 資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を 含む)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、 農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額(林業集落排水施設は借入者の負担額)
	貸付期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.60～1.10%(R6.3.18現在)
農林漁業施設 資金(主務大臣 指定施設) 林産業施設資 金(災害復旧)	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復 旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低 い額
	貸付期間	15年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	1.10%(R6.3.18現在)
共同利用施設 資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を 行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	貸付期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	1.55%(R6.3.18現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫 及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接 融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
	貸付限度	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用 市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍(その額が2千万円に満たないときは2 千万円)以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認 める額まで増額し斡旋することができるものとする。

9 条例・要綱・要領・協定等 / 資料9-4 妹背牛町災害時備蓄庫設置及び管理に関する  
 条例

融資の名称	内容・資格・条件等	
「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」 中小企業総合振興資金	・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件	
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金用途	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円
	融資金額	
	融資利率	[固定金利] 5年以内 年 1.0% 10年以内 年 1.2% [変動金利] 年 1.0% (融資期間が3年超の場合選択可)
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
	信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	・育児・介護休業中の方も含む ・前年の総所得が600万円以下（所得控除後の金額）の方（ただし、北海道勤労者信用基金協定の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方）		・2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者） ・前年の総所得が600万円以下の方 ・前年の総収入が150万円以上の方	・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸付法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	資金用途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、一般生活費
	融資金額	120万円以内			100万円以内
	融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融資利率	年1.60%			年0.60%
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。		

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

内容・資格・条件等																			
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	(1) 対象となる自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害 ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置） (2) 支給対象世帯 上記の自然災害により ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																		
支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (支給対象世帯① に該当)</th> <th>解体 (支給対象世帯② に該当)</th> <th>長期避難 (支給対象世帯③ に該当)</th> <th>大規模避難 (支給対象世帯④ に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>貸借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円	住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯① に該当)	解体 (支給対象世帯② に該当)	長期避難 (支給対象世帯③ に該当)	大規模避難 (支給対象世帯④ に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯① に該当)	解体 (支給対象世帯② に該当)	長期避難 (支給対象世帯③ に該当)	大規模避難 (支給対象世帯④ に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援綱	(1) 申請時の添付書面 ①基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 (2) 申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

## 資料9-7 妹背牛町罹災証明書等交付要綱

令和4年2月14日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(火災を除く。)をいう。以下同じ。)によって被害を受けたこと(以下「罹災」という。)に関する証明書の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 社会通念上の住家であるかどうかを問わず、現実に居住のため使用している建物及び常時人が居住している建築物の部分をいう。
- (2) 非住家 住家以外の建物をいう。

(証明書の種類)

第3条 証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 罹災証明書 災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家及び非住家(以下「住家等」という。)の被害について、確実な証拠により、その事実を町が確認することができる場合に限り、その被害の程度について証明する。
- (2) 被災届出証明書 災害により住家等に生じた被害を町が確認できない場合又は住家等以外の物に被害が生じた場合に、その事実を町長に届け出たことを証明するものをいう。

(証明書の申請)

第4条 前条の証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、罹災(届出)証明書交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 罹災状況が確認できる写真
- (2) 罹災物件の位置がわかる図面
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、罹災した日から30日以内とする。ただし、町長がやむを得ない事情があると判断したときは、この限りでない。

3 申請者(次項の規定による代理人による申請の場合は、代理人)は、運転免許証、旅券その他本人であることを示す書類を提示しなければならない。

4 証明書の申請は、代理人によってすることができる。この場合においては、代理人は委任状(様式第2号)を提出しなければならない。やむを得ず任意の様式を使用するときには、この要綱に規定する委任状とみなす。

(被害状況の調査)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和3年3月内閣府(防災担当))」等に基づき、住家に生じた被害の状況を実地にて調査しなければならない。

2 前条第1項第1号の写真により、当該申請書に係る被害について、申請者が準半壊に至らない被害であることを自ら判定しており、かつ、被害の状況を示す写真等の資料から「準半壊に至らない(一部損壊)」となることが一見して明らかに判定できる場合は、申請者の同意を得た上で被害状況の調査を省略することができる。

(証明書の交付)

第6条 町長は前条に掲げる審査の結果、適当と認められた時は第3条に基づき次の証明書を交付するものとする。

- (1) 罹災の内容が確認できる場合 罹災証明書(様式第3号)
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 被災届出証明書(様式第4号)

(証明事項)

第7条 証明する事項は、申請書に基づく事項とし、被害額については証明しないものとする。

(再調査)

第8条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に、町長に対し再調査を申請することができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、罹災証明再調査申請書(様式第5号)に必要事項を記入し、従前に交付を受けた罹災証明書を添えて、町長に申請するものとする。

(再調査に係る証明書の交付)

第9条 前条に係る申請及び現場確認により再度被害の認定を行ったときは、台帳へ登載した後、罹災証明書(再認定)(様式第6号)により証明するものとする。

(手数料)

第10条 証明書の交付に係る手数料は、徴収しない。

(交付の特例)

第11条 証明書の様式がその提出先において特に定めがある場合には、これを第6条の規定に定める証明書とみなして交付することができる。

(罹災証明書交付簿)

第12条 町長は第6条の規定による証明書を交付するときは、罹災証明書交付簿(様式第7号)に所要事項を記載するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

## 資料9-8 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長に報告するものとする。

### 1 報告の対象

災害情報等の報告は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても空知総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった場合

### 2 報告の種類及び内容

#### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

#### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後、直ちに別表2により件数のみ報告する。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2により報告すること。

なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示によること。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2により報告する。

#### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

### 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分	
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		
発 信 担 当 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因		
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河 川 水 位			
	潮 位 波 高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時)	月 日 時 分	設置	
	(名称) (設置日時)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	被災世帯	被災人員
	救助実施内容			

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の 状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
(4) 自衛隊 派遣の 状況						
	(5) その他 措置の 状況					
(6) 応急対 策出動 人員		(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他(住民等)	名				
計	名					
その他	(今後の見通し等)					

別表2

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所										
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名					
	職・氏名				職・氏名					
	発信日時				受信日時					
		月 日 時 分				月 日 時 分				
項 目		件数等	被害金額（千円）		項 目		件数等	被害金額（千円）		
①人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤土木被害	河 川	箇所			
	うち	人				海 岸	箇所			
	災害関連死	人				砂防設備	箇所			
	行方不明	人				地すべり	箇所			
	重 傷	人				急傾斜地	箇所			
	軽 傷	人				道 路	箇所			
計	人		橋 梁	箇所						
②住家被害	全 壊	棟		市町村工事		小 計	箇所			
		世帯				河 川	箇所			
		人				道 路	箇所			
	半 壊	棟			橋 梁	箇所				
		世帯			小 計	箇所				
		人			港 湾	箇所				
	一部破損	棟			漁 港	箇所				
		世帯			下 水 道	箇所				
		人			公 園	箇所				
	床上浸水	棟			崖くずれ	箇所				
世帯			計	箇所						
人			漁 船	隻						
床下浸水	棟		沈没流出	隻						
	世帯		破 損	隻						
	人		計	隻						
③非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥水産被害	漁港施設	箇所				
		その他	棟		共同利用施設	箇所				
	半壊	公共建物	棟		その他施設	箇所				
		その他	棟		漁具（網）	件				
	計	公共建物	棟		水産製品	件				
		その他	棟		その他	件				
④農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha	⑦林業被害	道有林	林 地	箇所		
			浸冠水	ha			治山施設	箇所		
		畑	流出・埋没等	ha			林 道	箇所		
			浸冠水	ha			林 産 物	箇所		
	農作物	田	ha	そ の 他			箇所			
		畑	ha	小 計			箇所			
	農業用施設	箇所	一般民有林	林 地		箇所				
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所				
	営農施設	箇所		林 道		箇所				
	畜産被害	箇所		林 産 物		箇所				
	その他	箇所		そ の 他		箇所				
計			小 計	箇所						
			計	箇所						

項 目			件数等	被害金額 (千円)	項 目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道		箇所		⑪ 社会教育施設被害			箇所	
	病院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所			
計	箇所		被害船舶	隻					
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸		—	
	そ の 他	件		電 話		回線		—	
	計	件		電 気	戸		—		
⑩ 公立文教施設	小 学 校	箇所		ガ ス	戸		—		
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所				
	高 校	箇所		都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯			危 険 物	件		
り災者数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局又は振興局)								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の発令状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul>									

別表3

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害・事故名								
総合振興局又は振興局								
項 目		件数等	被害金額 (千円)	項 目		件数等	被害金額 (千円)	
① 人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道 工 事	河 川	箇所	
	うち災害関連死	人				海 岸	箇所	
	行方不明	人				砂防設備	箇所	
	重 傷	人				地すべり	箇所	
	軽 傷	人				急傾斜地	箇所	
計	人	道 路	箇所					
② 住家被害	全 壊	棟				橋 梁	箇所	
		世帯			小 計	箇所		
	半 壊	棟			市町村工事	河 川	箇所	
		世帯				道 路	箇所	
	人		橋 梁	箇所				
	一部破損	棟		小 計	箇所			
		世帯		港 湾	箇所			
	床上浸水	棟		漁 港	箇所			
		世帯		下 水 道	箇所			
	床下浸水	棟		公 園	箇所			
世帯			崖くずれ	箇所				
計	棟		計	箇所				
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	漁 船	沈没流出	隻	
		その他	棟			破 損	隻	
	半壊	公共建物	棟			計	隻	
	その他	棟	漁港施設		箇所			
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所		
その他	棟	その他施設	箇所					
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等		ha	漁具(網)	件	
			浸冠水		ha	水産製品	件	
		畑	流出・埋没等		ha	その他	件	
			浸冠水		ha	計		
	農作物	田	ha	⑦ 林業被害	道 有 林	林 地	箇所	
		畑	ha			治山施設	箇所	
	農業用施設	箇所	林 道			箇所		
	共同利用施設	箇所	林 産 物			箇所		
	営農施設	箇所	そ の 他			箇所		
	畜産被害	箇所	小 計		箇所			
その他	箇所	林 地	箇所					
計		治山施設	箇所					
		林 道	箇所					
		林 産 物	箇所					
		そ の 他	箇所					
		小 計	箇所					
		計	箇所					

項 目		件数等	被害金額 (千円)	項 目	件数等	被害金額 (千円)	
⑧ 衛生被害	水道	箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所		
	病院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所
		個 人	箇所			法 人	箇所
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所
	火葬場	箇所		鉄道施設		箇所	
計	箇所		被害船舶	隻			
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所	
	工 業	件		水 道		戸	—
	そ の 他	件		電 話		回線	—
	計	件		電 気		戸	—
⑩ 公立文教施設	小 学 校	箇所		ガ ス		戸	—
	中 学 校	箇所		ブロック塀等		箇所	
	高 校	箇所		都市施設		箇所	
	その他文教施設	箇所		計	—		
	計	箇所		被害総額			
公共施設被害 市町村数		団体		火災発生	建 物	件	
り災世帯数		世帯			危 険 物	件	
り災者数		人			そ の 他	件	
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人	
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局又は振興局)						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul>							

別表4

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通年上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつなげている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を必要とする程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	

被害区分		判定基準
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いげき)を除く。)で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判定基準
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

## 資料9-9 火災・災害等即報要領

〔昭和59年10月15日  
消防災第267号消防庁長官〕

〔改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号、令和7年4月消防応第44号、令和7年12月消防応第78号〕

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の

属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防衛、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として（1）の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は（2）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### （1）様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の自己を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

###### イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とす

る。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」または「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 火災

###### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

###### (イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

###### (ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

###### (エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等  
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

##### イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア) 以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本

部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

(オ) 覚知時の林野火災警報又は林野火災注意報の発令状況、対象区域内外

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

火 災 種 別	1 建物    2 林野    3 車両    4 船舶    5 航空機    6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 ( 覚 知 日 時 )	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )	( 鎮 圧 日 時 ) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )			
火 元 の 業 態 ・ 用 途			事 業 所 名 ( 代 表 者 氏 名 )			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)          人		死 者 の 生 じ た 理 由			
	負傷者 重症                  人					
	中等症                  人					
軽症                    人						
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積		m <sup>2</sup>	
			延べ面積		m <sup>2</sup>	
焼 損 程 度	焼損 程度	全 焼 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半 焼 棟			建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
		部分焼 ぼ や 棟			林野焼損面積	a
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台	人		
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 2 第2号様式（特定の事故）

## (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

## (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

## (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

## (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

## (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

## (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

## (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

## (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

## (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

## (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

## (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等  
特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )		
施設の概要	危険施設の 区 分		
事故の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等
			重症 人 ( 人)
			中等症 人 ( 人)
			軽症 人 ( 人)
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		
	事	自営防災組織	
	業	協働防災組織	
	所	そ の 他	
	消防本部 ( 署 )		
	消 防 団		
	消防防災ヘリコプター		
	海上保安庁		
自 衛 隊			
そ の 他			
災害対策本部 等の設置状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## ＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

## 3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

## (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

## (2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

## (3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

## (4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

## (5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

## (6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

## (7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

## (8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人)
	計 人	{ 重症 人 ( 人) 中等症 人 ( 人) 軽 症 人 ( 人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、

避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

(災害概況速報)

消防庁受信者氏名  
 災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分						
被害の状況	死傷者	死者		人	重傷		人	住家	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち災害関連死		人		半壊			棟	床下浸水		棟			
		不明		人		軽傷			人	一部損壊		棟	未分類		棟
		119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況														
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



## (2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

## ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式(その2)別紙を用いて報告すること。

## イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

## ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

## エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

## (ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

## (イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

## (ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し 等

## オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。



## 資料9-10 緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

平成17年1月19日

改正 令和6年3月1日 危対第2656号

## 第1章 総則

## (目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（令和4年6月24日付け消防広第211号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、北海道の大隊、統合機動部隊、北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊、札幌市消防局NBC災害即応部隊、函館市消防本部NBC災害即応部隊、旭川市消防本部NBC災害即応部隊、北海道土砂・風水害機動支援部隊（以下「大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

## (用語の定義)

第2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部旭川市消防本部及び釧路市消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

## 第2章 大隊等の編成

## (道内地区)

第3 大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおり地区分けするものとする。

2 各地区の代表消防機関代行は、地区内の次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 出動に係る連絡及び調整
- (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

## (連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

(3) 北海道から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関、代表消防機関代行を経由して行う。

(4) 各消防本部から北海道に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関代行、代表消防機関を経由して行う。

(5) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メールによっても可能

とする。)によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク(LASCOM)等を活用するものとする。

(大隊等の編成)

第5 北海道の登録隊は、別表第4のとおりとする。

2 地震災害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

3 土砂・風水害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。

5 大隊は、「北海道大隊」と呼称するものとする。なお、大隊長は、代表消防機関(代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。)の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出勤できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。

6 統合機動部隊は、「北海道統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

7 中隊は、地区単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇地区中隊又は消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は大隊長又は部隊長(指揮支援部隊長を除く。以下同じ。)が指定するものとする。

8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊(又は各消防本部の呼出し名称)」と呼称するものとする。

9 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、都道府県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員の内から大隊長が指定するものとする。

10 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、「北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、苫小牧市消防本部の職員をもって充てるものとする。

11 NBC災害即応部隊は、別表第9のとおり編成し、「札幌市消防局NBC災害即応部隊」、「函館市消防本部NBC災害即応部隊」、「旭川市消防本部NBC災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、札幌市消防局NBC災害即応部隊長は、札幌市消防局の職員を、函館市消防本部NBC災害即応部隊長は、函館市消防本部の職員を、旭川市消防本部NBC災害即応部隊長は、旭川市消防本部の職員をもって充てるものとする。

12 土砂・風水害機動支援部隊は別表第10のとおり編成し、「北海道士砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、土砂・風水害機動支援部隊長は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第6 大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。

3 大隊長は、大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該大隊の活動の指揮を行うものとする。

4 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、当該大隊長が被災地に到着するまでの間とする。

5 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 札幌市消防局NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 函館市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 旭川市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

10 中隊長は、大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。

### 第3章 大隊等の出動

(地震時等の出動等に係る取決め)

第7 要請要綱別表A-1、A-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、北海道に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第11のとおりとする。

(大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

第8 別表第11に定める地震等が発生し、北海道に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 北海道は、各消防本部から事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、北海道内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第5）のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに、北海道に対して事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から大隊又は土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 北海道は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊(別表第6又は別表第10)を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、北海道内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊(別表第6又は別表第10)を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

3 前2項の場合のほか、消防庁から大隊(NBC災害における救急小隊を中心とした都道府県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした都道府県大隊等)の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 北海道は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

4 消防庁からエネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び当該部隊を構成する小隊の属する消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 北海道は、事前に計画された隊(別表第8)を構成する小隊の属する消防本部に対して速やかに出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。(2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊(別表第8)を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

5 北海道は、消防庁から大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

(集結場所)

第9 集結場所は、別表第12のとおりとする。

(大隊及び統合機動部隊の出動)

第10 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により大隊(又は統合機動部隊)の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村(各消防本部)の長に対して出動の求め又は指示

を行うものとする。

2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関代行を経由して各消防本部と調整するものとする。

3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

（1）統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね1時間以内に出動するものとする。

（2）各地区の陸上隊は、統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、代表消防機関代行が指定した時間までに集結場所に集結し、出動するものとする。

（3）代表消防機関代行は、別表第12に基づき属する地区の陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、地区構成消防本部、北海道及び代表消防機関に対して連絡するものとする。

（4）迅速出動を行う場合、後方支援本部は、統合機動部隊及び大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

#### （その他の部隊の出動）

第11 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1によりエネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けたエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、別表第12に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

2 札幌市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により札幌市消防局NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

3 函館市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により函館市消防本部NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

4 旭川市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により旭川市消防本部NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

5 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第12に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

## (国家的な非常災害における出動)

第12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、北海道に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

2 長官から出動の指示があった場合には、第10第3項に定める出動を行うほか、別表第5に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。

3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関代行を経由して各消防本部と調整するものとする。

4 特別編成陸上隊は、代表消防機関代行が指定した時間までに集結場所に集結し、出動するものとする。

5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

6 アクションプランが適用された場合には、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、大隊とともに出動させるものとする。

## (大隊等の出動隊数の報告)

第13 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、代表消防機関を通じて北海道に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

2 北海道は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、別紙第2により代表消防機関代行を経由して北海道及び代表消防機関に対して報告するものとする。

- (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
- (2) 出動隊数、車両及び資機材
- (3) 集結場所到着予定時刻
- (4) その他必要な事項

## (緊急消防援助隊の車両表示)

第14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

## (集結場所への集結完了)

第15 大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長又は地区中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について北海道に対して報告するものとする。

## (進出拠点への進出)

第16 大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 大隊長等又は地区中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) 大隊等の活動地域及び任務
- (3) 大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

## (高速自動車国道等の通行)

第17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

(2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上である旨を申し出て、別紙第3「公務従事車両証明書」を提出するものとする。

(3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。

(4) 名刺を提出した場合、後日、北海道を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

## (情報共有)

第18 被災地へ出動した緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について、関係機関との情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

## (進出拠点到着)

第19 大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第20 大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 都道府県大隊本部の設置場所
- (5) 安全管理に関する体制
- (6) 使用無線系統
- (7) 地理及び水利の状況
- (8) その他活動上必要な事項

2 大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が都道府県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、都道府県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する大隊が被災地に到着後は、大隊に帰属し、大隊長の指揮の下、大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

## 第4章 現場活動

(大隊本部の設置)

第21 大隊長は、必要に応じて大隊長を本部長とする大隊本部を設置するものとする。

2 大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3 大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員(小隊)を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4 大隊長は、大隊の活動内容や現場写真等を記録(動画及び静止画によるものを含む。)する要員を後方支援小隊から配置するものとする。なお、記録した情報の取扱いについては、「緊急消防援助隊の活動等に係る動画等による記録・情報共有体制について」(平成29年3月30日付け消防総第208号、消防広第97号、消防情第107号、消防応第46号)によるものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第13のとおりとする。

2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第23 大隊の保有資機材は、別表第6及び別表第7のとおりとする。

(日報)

第24 大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

## 第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第25 大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、札幌市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

3 本部員は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。

4 後方支援本部長は、北海道及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。

5 後方支援本部は、大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、大隊長等及び関係機関との各種連絡調整

(2) 大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

(3) 大隊等の隊数及び人員数の集計

(4) 大隊等の活動記録の集約

(5) 各消防本部に対する大隊等の活動状況に関する情報提供

(6) 大隊等に対する災害に関する情報提供

(7) 必要な資機材等の手配及び提供

(8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

(9) 後方支援に係る北海道との調整

(10) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第26 後方支援中隊(小隊)は、大隊長又は部隊長の指揮の下、大隊の活動が円滑かつ効果的に行うために必要な事項は、別に定める緊急消防援助隊北海道大隊後方支援中隊活動要領のとおりとする。

(相互協力)

第27 北海道及び各消防本部は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員輸送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

## 第6章 活動終了

(大隊等の引揚げ)

第28 大隊長は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

（帰署（所）報告）

第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、北海道及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 北海道は、道内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

## 第7章 活動報告等

（活動結果報告）

第30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 北海道は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

（高速自動車国道等の通行に係る報告）

第31 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第4により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。

2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、大隊の最終小隊等帰署（所）後7日以内に、北海道及び消防庁に対して報告を行うものとする。

## 第8章 その他

（指揮支援実施計画）

第32 指揮支援隊に係る応援等については、代表消防機関が別に定めるものとする。

2 航空指揮支援隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

（フェリーによる派遣隊員等の輸送）

第33 フェリーによる隊員及び車両の輸送に係る手配については、代表消防機関及び代表消防機関代行と連携し、北海道が行うものとする。

2 フェリーによる隊員及び車両の輸送を要する場合は、各消防本部は、速やかに別紙第5により乗船員名簿を作成し、乗船する車両の車検証の写しとともに代表消防機関代行に報告するものとする。

る。

3 代表消防機関及び前項で報告を受けた代表消防機関代行は、乗船員名簿等を、北海道及び進出する港を管轄する代表消防機関代行に送付するものとする。

4 進出する港を管轄する代表消防機関代行は、前項で送付された乗船員名簿等を持参してフェリ一会社へ出向し、乗船に係る手続きを行うものとする。

5 各消防本部は、前項の手続きを速やかに行うため、緊急消防援助隊登録車両及び派遣が想定される車両の車検証をデータ化する等、あらかじめ準備しておくものとする。

(航空部隊の応援等)

第34 航空部隊に係る応援等については、北海道が別に定めるものとする。

(事前準備)

第35 各消防本部等は、大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

(事故報告)

第36 緊急消防援助隊を編成し、出動から引揚げ開始までの間に発生した事故等の報告は、「緊急消防援助隊事故等報告要領について」(令和2年6月8日付け消防広第150号)により対応すること。

附 則

この計画は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和6年4月1日から施行する。

## 資料9-11 緊急消防援助隊受援計画

平成17年1月19日

改正 令和4年8月1日 危対第1021号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、函館市消防本部（道西地区）、苫小牧市消防本部（道南地区）、小樽市消防本部（道央地区）、旭川市消防本部（道北地区）、及び釧路市消防本部（道東地区）とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

#### (連絡体制)

第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。

2 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

### 第2章 応援等の要請

#### (応援等要請の手続き)

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別紙第1のとおり行うものとする。

#### (知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 北海道知事（以下「知事」という。）は、別に定める取決めにに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。

2 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び北海道内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 3 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 4 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、都道府県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 6 知事は、被災地の市町村長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 7 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（応援等要請のための市町村長等の連絡）

- 第6 被災地の市町村長は、別に定める取決めに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。
- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び北海道の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
  - 3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
  - 4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
  - 5 被災地の市町村長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。  
（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を

代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。

- 2 北海道は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が北海道内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- (1) 最大震度6弱以上（政令市は5強以上）の地震が発生した場合
- (2) 大津波警報が発表された場合
- (3) 噴火警報（居住区域）が発表された場合

2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が北海道内で発生した場合は、早期に北海道内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

### 第3章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、北海道庁本庁舎地下1階危機管理センターに設置するものとする。

3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、北海道総務部危機対策局危機対策課消防担当課長及び北海道に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 北海道総務部危機対策局危機対策課及び防災航空室の職員
- (2) 代表消防機関及び必要に応じて代表消防機関代行の職員

- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 防災航空隊の職員
- 6 調整本部は、「北海道消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、北海道災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 被災状況、北海道が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
  - (2) 被災地消防本部、消防団、北海道内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 北海道内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
  - (6) 北海道災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
  - (7) 北海道災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。
- 10 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 11 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 13 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 14 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。
- 15 その他調整本部の設置運営については、別に定める「北海道消防応援活動調整本部設置規程」によるものとする。

#### (指揮本部の設置)

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
  - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
  - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、

指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、北海道及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。
- 7 北海道内の防災体制及び災害対策本部主管課は、別表第3のとおりとする。

#### (進出拠点)

- 第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。なお、陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
  - 3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
  - 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

#### (活動拠点ヘリベース)

- 第12 航空隊の活動拠点ヘリベースは、別表第6のとおりとする。

#### (宿営場所)

- 第13 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第7のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
  - 3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

### 第4章 指揮体制及び通信運用体制

#### (指揮体制等)

- 第14 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、北海道内で活動する指揮支援隊を統括し、北海道災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理す

るものとする。

- 3 被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援本部長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 緊急消防援助隊及び道内応援隊の指揮系統については、別紙第5のとおりとする。
- 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

（通信運用体制）

第15 北海道内の無線通信運用体制は、別表第8のとおりとする。

- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第9のとおりとする。
- 3 各消防本部の基地局呼出符号及び構成市町村は、別表第4のとおりとする。

## 第5章 消防応援活動の調整等

（任務付与）

第16 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長にて情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第17 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第18 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第11のとおりとする。

3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第19 ヘリコプター離着陸場所は、別表第10のとおりとする。

(燃料補給場所)

第20 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。ただし、現地給油が必要な場合は、被災地市町村等が給油用タンクローリーの要請を行うものとする。

2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第12のとおりとする。

3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第13のとおりとする。

4 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部が北海道災害対策本部と協議の上、別途指定するものとする。

(燃料調達要請)

第21 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定に基づき要請するものとする。

2 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結している団体は、「北海道石油業協同組合連合会」とする。

(重機派遣要請)

第22 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、要請するものとする。

2 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

第23 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、災害時における物資等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 災害時における各地区内の食料品等調達可能場所は、別表第14のとおりとする。

## (増隊要請)

第24 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

## (部隊移動)

第25 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第3又は別紙第4のとおり行うものとする。

## (長官の求め又は指示による部隊移動)

第26 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により北海道への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

## (知事による部隊移動)

第27 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、北海道内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。

5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。

6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

## (部隊移動に係る連絡)

第28 調整本部は、部隊移動を行う場合は、北海道災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

## 第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

- 第29 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)
- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

## 第7章 その他

(情報共有)

- 第30 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

- 第31 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(都道府県の受援計画の策定)

- 第32 知事は、北海道内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- 3 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、北海道に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに北海道に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

- 第33 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊

受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、北海道が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空隊の受援計画)

第34 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、北海道緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

第35 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

(都道府県の訓練)

第36 都道府県は、原則年1回、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

この計画は、平成17年1月19日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年8月1日から施行する。

別表、別図、様式（略）

## 資料9-12 北海道雪害対策実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

### 第2 防災会議の体制

#### 1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道総合通信局、北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、NTT東日本株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

#### 2 設置期間

11月1日から3月31日まで

#### 3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告  
9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

#### 4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策等に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関及び庁内関係部の職員の招集を求めることができる。

なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の参加を要請することができる。

#### 5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

### 第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

#### 1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

#### 2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

### 第4 防災関係機関の予防対策

#### 1 気象観測及び情報収集

##### (1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報（今後の雪）」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

##### (2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

##### (3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

##### (4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

##### (5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

#### 2 交通、通信、送電及び食料の確保

##### (1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

##### (2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする

## (3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

## (4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

## (5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

## (6) 北海道総合通信局、NTT東日本株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社

北海道総合通信局、NTT東日本株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社（以下「北海道総合通信局等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

## (7) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

## (8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

## (9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

## 3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対

策を講ずるものとする。

- (3) 雪害の発生が予想される場合は、SNS等による情報発信を行うほか、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

### 3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

### 4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想される時は、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

### 5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想される時は、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

### 6 北海道総合通信局等

北海道総合通信局等は、雪害の発生が予想される時は、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

### 7 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、雪害の発生が予想される時は、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

### 8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、地域住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

### 9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

## 第6 避難救出措置等

### 1 北海道

- (1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web会議の活用や連絡調整員(リエゾン)の派遣などにより当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

### 2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想される時は、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から

要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

#### 第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

#### 第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

#### 第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
  - (1) 食料、燃料等の供給対策
  - (2) 医療助産対策
  - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

## 資料9-13 北海道融雪災害対策実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

### 第2 防災会議の体制

#### 1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道総合通信局、北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、NTT東日本株式会社北海道事業、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

#### 2 設置期間

3月15日から6月15日まで

#### 3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告 9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

#### 4 連絡部の招集

連絡部の招集は、融雪災害が発生するおそれがある場合や、融雪災害発生情報を覚知し、事務局が必要と認めた場合に行う。

また、事務局は必要に応じて、融雪災害による洪水や雪崩対策等に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関及び庁内関係部の職員の招集を求めることができる。

なお、融雪災害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

#### 5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

### 第3 予防対策

#### 1 気象情報及び積雪状況の把握

## (1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報（今後の雪）」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

## (2) 北海道旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

## (3) 連絡部

連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

## 2 融雪出水対策

## (1) 北海道開発局及び北海道

ア 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

イ 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(2) ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者（以下「ダム管理者等」という。）は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

## 3 なだれ等対策

## (1) 北海道開発局及び北海道

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

## (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を

期するものとする。

### (3) 関係防災機関

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

## 4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

## 5 通信及び送電の確保

北海道総合通信局等、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、融雪出水等北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

## 6 広報活動

### (1) 防災関係機関

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

### (2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

## 第4 応急対策

### 1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

### 2 避難・救出等の措置

#### (1) 北海道

北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

#### (2) 北海道警察本部

北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

## 第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

#### 第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

#### 第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

## 資料9-14 被災宅地危険度判定実施要綱

令和5年10月31日 改正  
被災宅地危険度判定連絡協議会

## (目的)

第1条 この要綱は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、当該市町村を管轄する都道府県の災害対策本部に設置する組織をいう。

## (危険度判定の責任体制等)

第3条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 危険度判定の実施に係る経費については、原則として宅地判定士の派遣を要請した市町村及び都道府県が負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町村及び都道府県と十分協議するものとする。

## (連絡支援体制等)

第4条 都道府県は、管下の被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における危険度判定活動を支援し、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。ただし、市町村の要請が無い場合でも必要に応じて都道府県が積極的に危険度判定活動を指導・指揮できるものとする。

- 2 国土交通省は、都道府県から前項の要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、あわせて都道府県及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）に宅地判定士の派遣を要請するものとする。
- 3 都道府県は、管下の被災した市町村、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣に

ついて要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

4 都市再生機構は、国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

(都道府県が市町村支援等を行うことが困難な場合における支援体制等)

第4条の2 都道府県は、前条第1項の規定による市町村への支援又は指導・指揮することが困難な場合は、国土交通省に対して支援を要請することができる。

2 国土交通省は、前項の規定による要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができる。ただし、必要な場合は、同項の要請を待つことなく、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができるものとする。

3 国土交通省は、前項の規定による支援を行う場合は、都市再生機構又は公益社団法人全国宅地擁壁技術協会（以下「宅地擁壁技術協会」という。）に対して協力を要請することができる。

4 都市再生機構及び宅地擁壁技術協会は、国土交通省から協力の要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援することができる。

(判定結果の表示等)

第5条 市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

(被災宅地危険度判定士)

第6条 都道府県知事及び都市再生機構理事長（以下「都道府県知事等」という。）は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、別に定める被災宅地危険度判定実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。

2 宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者で、実施マニュアルに規定する宅地判定士の業務を実施する能力があり、次の各号いずれかに該当する者は、第11条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受講し、修了した後、その居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県知事に、被災宅地危険度判定士登録申請書及び別に定める書類（以下「申請書等」という。）を提出することにより、前項の登録を受けることができる。

ただし、都市再生機構の職員である者が前項の登録を受けようとするときは、その居住地又は勤務先の所在地にかかわらず、都市再生機構理事長に申請書等を提出し、登録を受けるものとする。

- 一 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当する者
- 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする都道府県知事等が認めた者
- 四 その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有

し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として都道府県知事等が認めた者

- 3 都道府県知事等は、前項の申請書等の提出を受けたときは、速やかに第1項の登録を行い、被災宅地危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 4 都道府県知事等は、第2項及び第3項の規定によらず、学識経験者等の第2項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。
- 5 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日（前項に該当する場合にあっては、都道府県知事等が認めた日）から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。
- 6 宅地判定士登録の詳細に関しては、別に定める要領による。

（宅地判定士登録の更新）

第7条 前条第1項による登録の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに、講習会を受講し、修了した場合、又は都道府県知事等が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、その登録を受けている都道府県知事等に、被災宅地危険度判定士登録更新申請書及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新することができる。

- 2 都道府県知事等は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、すみやかに第6条第1項の登録を行い、新たな登録証を交付するものとする。
- 3 前項による登録の有効期間は、前条第5項に準ずる。

（宅地判定士名簿）

第8条 都道府県知事等は、前二条により宅地判定士の登録を行った場合には、すみやかに別に定める事項を被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に記載しなければならない。

（名簿記載事項の変更）

第9条 宅地判定士は、前条に定める名簿記載事項に変更を生じたときは、第3項に該当する場合を除き、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書及び登録証（以下「届出書等」という。）を、登録を受けた都道府県知事等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、すみやかに名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付しなければならない。
- 3 宅地判定士は、登録をその居住地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて居住地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を居住地の都道府県以外の都道府県に存する勤務先の所在地の都道府県知事に変更しようとするとき、及び登録をその勤務先の所在地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて勤務先の所在地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を勤務先の所在する都道府県以外の都道府県に存する居住地の都道府県知事に変更しようとするとき、並びに都市再生機構職員である者が職員でなくなったときは、届出書等を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。

また、宅地判定士が新たに都市再生機構の職員となったときには、届出書等を都市再生機構

理事長に提出するものとする。

4 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、第8条に準じその内容により名簿の記載を訂正するとともに変更前の登録を行っていた都道府県知事等に通知し、あわせて記載事項を変更した登録証を届出書を提出した宅地判定士に交付しなければならない。

5 都道府県知事等は、第6条第2項第3号及び第4号に該当し、同条第1項の登録を受けた宅地判定士又は同条第4項により登録を受けた宅地判定士に、第3項に該当する変更が生じたときは宅地判定士の登録を取り消さなければならない。

(登録証の再交付)

第10条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書を、登録を受けた都道府県知事等に提出し、新たな登録証の交付を受けることができる。

2 都道府県知事等は、前項の申請書の提出を受けたときは、すみやかに新たな登録証を交付しなければならない。

3 登録証を紛失し、前項の規定により新たな登録証の交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証が発見された場合にはすみやかに発見した登録証を新たな登録証の交付を受けた都道府県知事へ届け出なければならない。

(講習会)

第11条 都道府県、協議会等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を実施することができる。

(宅地判定士の災害補償)

第12条 協議会は、宅地判定士が危険度判定の実施により死亡し、負傷し又は危険度判定の実施に起因する疾病に罹った場合に係る補償制度を整備しなければならない。

2 前項の補償制度の詳細に関しては、別に定める細則による。

(判定調整員)

第13条 都道府県知事等は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に行うことができると認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）として認定するものとする。

2 判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

3 都道府県知事等は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を、名簿に記載しなければならない。

(被災宅地危険度判定地域連絡協議会)

第14条 都道府県及び市町村等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対しこの要綱を円滑に運用するため、都道府県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

(都道府県実施要綱等)

第15条 この要綱による危険度判定実施の詳細に関しては、実施マニュアル等の別に定める細則による。

- 2 都道府県知事等は、この判定制度の的確な実施を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置付けるとともに、この要綱及びこの要綱により定めることとされている細則等に含まれない、都道府県等における特殊な状況により必要となる事項を規定する細則として、都道府県等ごとに実施要綱を定めるものとする。

(雑則)

第16条 都道府県知事は、管下の市町村長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定の実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な助言を行うことができる。

- 2 協議会は、判定制度の目的を達成するために、必要な連絡調整に努め、この要綱が適正に運用されるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月6日から施行する。
- 2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。
- 3 都道府県知事等は、平成15年3月31日までに前項の体制を整備しなくてはならない。
- 4 第2項に定める間、第6条第2項の申請書等及び第7条第1項の更新申請書等並びに第9条第3項の届出書等は、協議会会長に提出するものとする。
- 5 第2項に定める間、第6条第3項及び第7条第2項並びに第9条第4項の「都道府県知事等」を「協議会会長」に、第9条第4項の「協議会会長」を新たな登録先として届出者が指定した都道府県知事等にそれぞれ読み替えるものとする。
- 6 協議会会長は、前項の読み替えにより第6条及び第7条の登録を行った場合には、第8条に準じ記載した名簿を、次項又は第7項により指定された都道府県知事等に送付するものとする。
- 7 第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者は、第2項の期間終了後に登録されるその居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県をあらかじめ指定することができる。
- 8 前項の指定を行わずに登録を受けた者は、申請の時点におけるその者の勤務先の所在地の都道府県を前項により指定したものとみなす。
- 9 前二項にかかわらず、第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者が都市基盤整備公団の職員である場合には、第7項の指定の有無にかかわらず、同項により都市基盤整備公団を指定したものと見なす。
- 10 第2項により協議会会長が行った業務は、同項の期間終了後、第7項又は第8項により指定された都道府県知事等が行ったものとみなす。
- 11 都道府県知事等は、第2項の期間中、第6条第2項第3号及び第4号並びに第6条第4項の規定による認定を行うことができないものとする。

附則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成11年6月3日から施行する。
- 2 都市基盤整備公団の職員であって、平成11年6月3日に、すでに宅地判定士として登録を受

けている者については、登録時に改正後の附則第7項により指定を行い登録されたものと見なす。

- 3 前項に該当する宅地判定士については、名簿を訂正し、あわせて記載事項を訂正した新たな登録証を交付するものとする。

附則

この改正による新たな要綱は、平成13年5月31日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、平成14年5月20日から施行する。

附則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成16年10月5日から施行する。
- 2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。
- 3 都道府県知事等は、原則として平成18年3月31日までに前項の体制を整備しなければならない。

附則

この改正による新たな要綱は、平成19年10月22日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、平成21年8月21日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、平成29年7月21日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、令和5年10月31日から施行する。

## 資料9-15 応援協定

協 定 名	協 定 先	協 定 概 要
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (H20. 6. 10締結)	北海道 北海道内市町村	食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供とあつ旋
北海道広域消防相互応援協定 (H3. 2. 13締結)	北海道内72 消防本部	〈陸上応援〉 消防隊、救援隊、救助隊又は支援隊 (情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊による応援活動) 〈航空応援〉 回転翼航空機を装備した消防吏員の隊による応援活動
北海道消防防災ヘリコプター 応援協定 (H8. 6. 25締結)	北海道	被害状況の偵察、情報収集活動及び 救援物資、人員、資機材等の搬送

## 10 水防に関する資料

### 資料10-1 水防工法

#### 1 土俵の作成

用途 各種工法の積土俵・おもり土俵及び詰土俵

作り方 (1) 麻土俵の作成

約40kg (ショベル10~13杯) 土を締めながら入れ口締めをする。麻袋が大きい場合は1~2箇所網で十分締め胴締めをする。

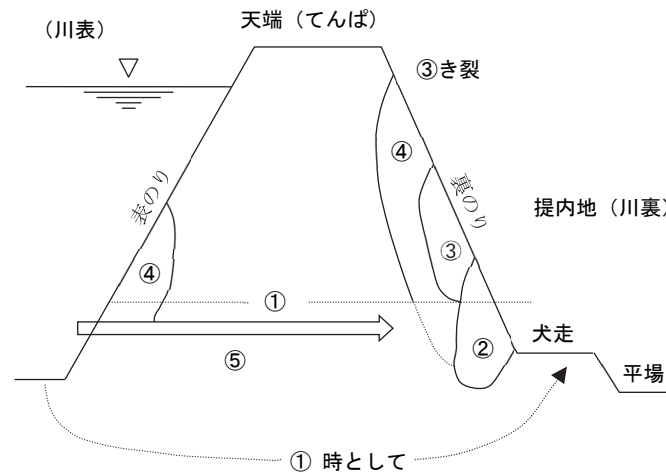
(2) かます土俵の作成

土を各部均等に入れたのち入口を巻いて1~2箇所胴締めをする。

#### 2 河川堤防の破堤と水防工法

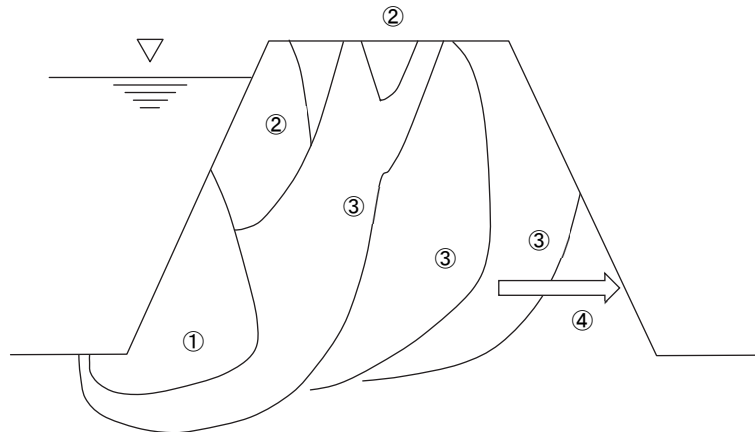
破堤の原因と過程

- (1) 越水 (溢水) — (積土俵・じやかご積み等)
- (2) 漏水 (滲漏) — (苙 (ビニールシート) 張り・月の輪等)



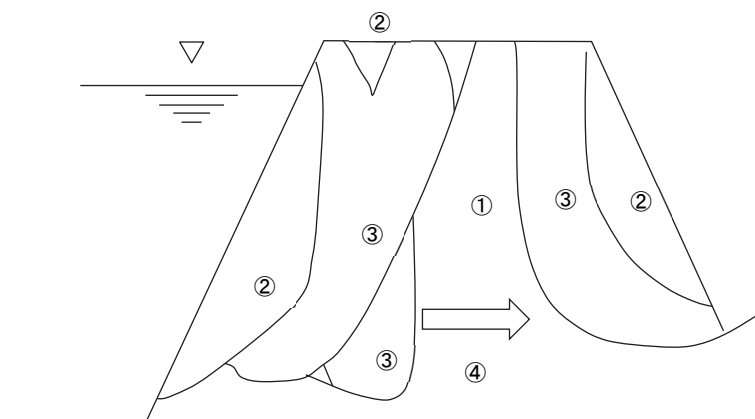
- ① のり尻あるいは堤内地に水が噴出又は湧出する。
  - ② 漏水孔から土砂が流出し逐次拡大する。
  - ③ 堤体は軟弱となり、のりくずれ、あるいはき裂を生ずる。
  - ④ のりくずれが続き、洗堀も生じかつ漏水孔も拡大する。
  - ⑤ 通常漏水孔は一挙に吹き出し破堤する。
- ※ 裏のり全体から水がしみ出ている場合は、一挙に破堤することは少なく、漏水口を生じて上記の過程を経ることが多い。

## (3) 洗堀 — (木流し、三基枠等)



- ① 土砂等を含んだ激流がのり面及びその基部を洗堀する。護岸がはく離されると洗堀は促進される。
- ② のりくずれ・き裂を生ずる。
- ③ しだいに表のりの洗堀のりくずれが増大し、堤防の断面積は小さくなる。
- ④ 漏水を生じ破堤するか、水圧に抗しきれないで押し流される。

## (4) のりくずれ — (五徳縫い・抗打ち積土俵・土俵羽口等)



- ① 長期間の高水位により堤体が飽水状態となると、土の摩擦力が減少する。
- ② き裂あるいはのりくずれを生じ、のり面はすべり落ちる。
- ③ のりくずれ洗堀が続き、堤体の断面積は逐次減少する。
- ④ 堤体が水圧に抗しきれないようになるか、あるいは漏水等の作用で破堤する。

## (5) き裂 — (折り返し・抗打ちつなぎ等)

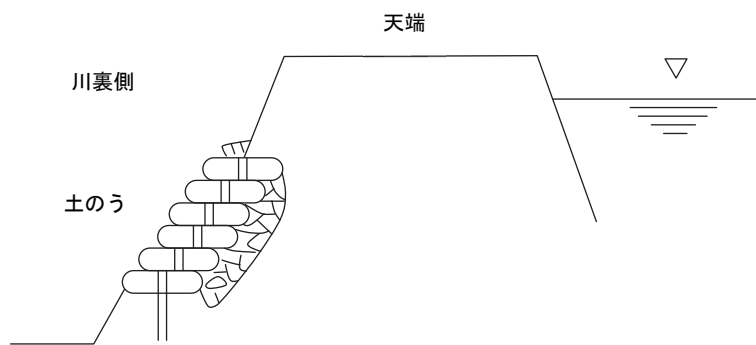
## 3 河川堤防の水防工法

## (1) 土俵羽口

目地 裏のり崩壊補強 (減水したのち洗堀された表のりの補強にも可)

作成法 底部をおおむね水平にならし、土俵を小口並びに一層積んで杭を打ち安定をはかる。

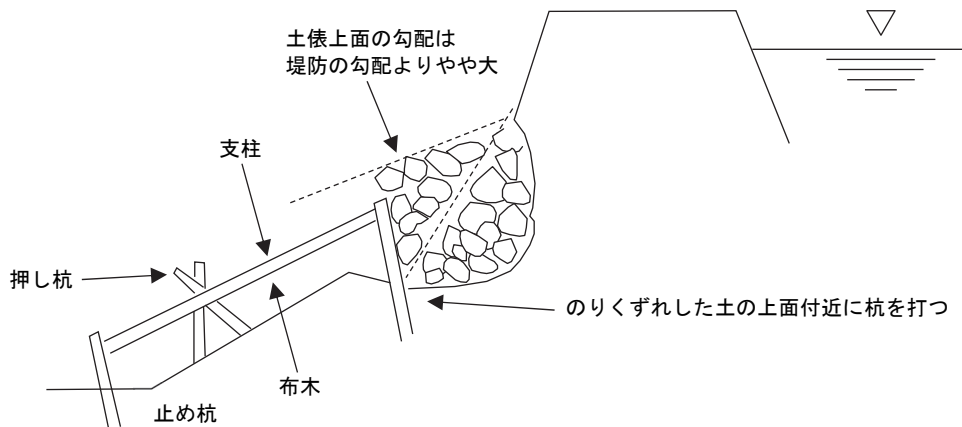
土俵の間隔と裏には土を入れよく固める。2段目から同じ要領で原形ののり面に添う様に積み上げる。



(2) 杭打積土俵

目的 川裏法・崩壊防止

作成法 のり先に土俵を長手に積み上げその支え、長さ2.5m内外の杭を0.6m毎芯々に打込み、一部に布木を結びつけこれに支柱を数m毎、設置し転倒を防止する。支柱の中間に押し杭、根元には止め杭を設置する。

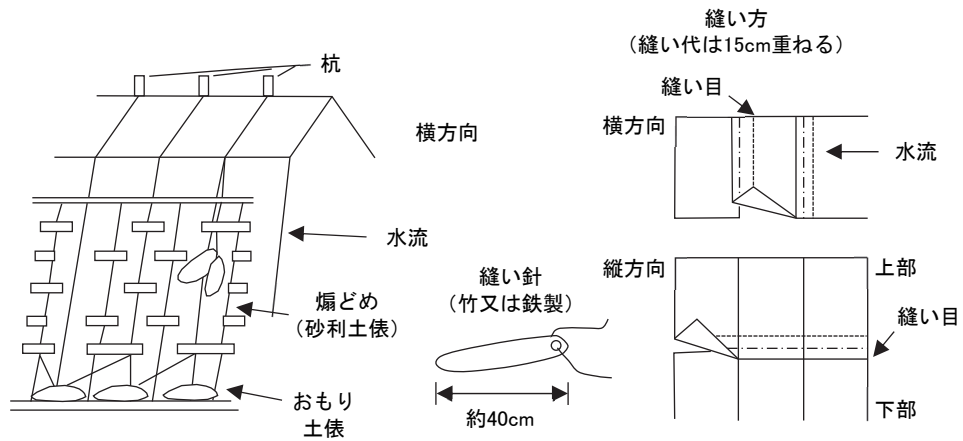


(3) 葎（ビニールシート）張り

目的 川表のり面崩壊及び透水防止

(のみ口が確認出来る時、確認されたのみ口が直接閉塞出来ないとき、漏水を防止する。畳でも可)

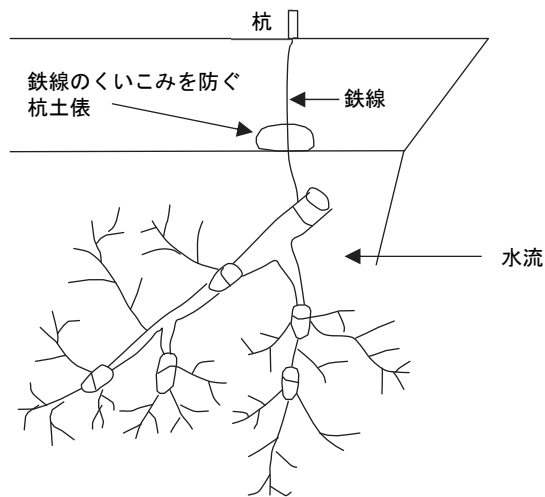
作成法 幅3枚、長さはおり尻までの葎を縫い合せ、横に約50cm間隔にあらし竹(代用可)を縫い付け、おもり土俵を最下端に葎1枚に1俵の割で取付けこれを芯にして簀の子巻とし、天端から網により徐々に垂れおろし煽どめの土俵をのせて固定する。



(4) 木流し

目的 急流部流速を緩和し洗堀予防、川表法面、崩壊の拡大防止に用いる。

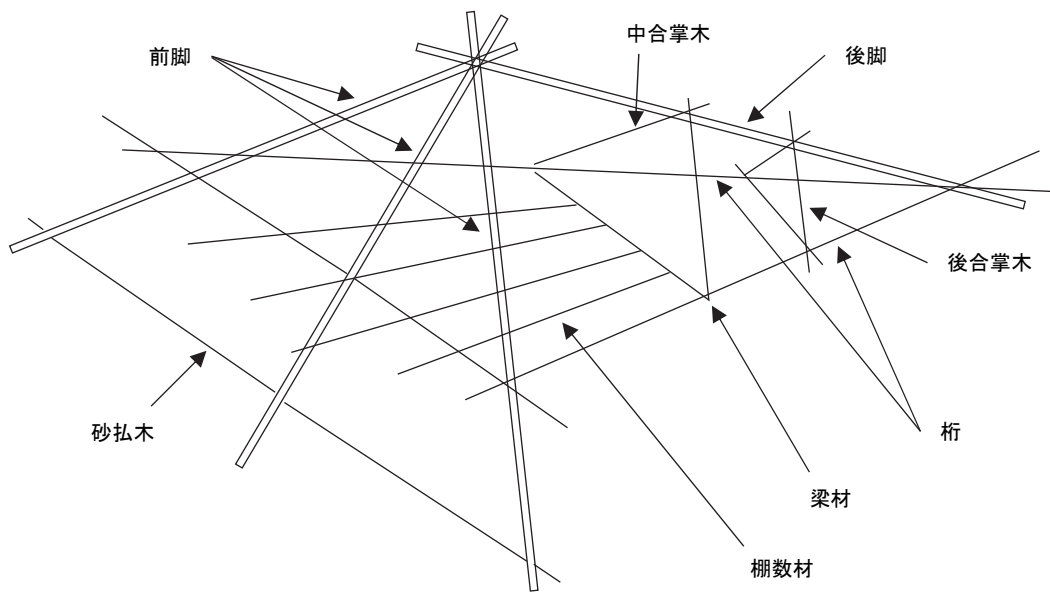
作成法 樹木を根本から切り、枝におもり土俵 (又は石俵) を付け、根本は鉄線で縛りその一端を留杭に結束して上流より流しかけて崩壊面に安定させる。



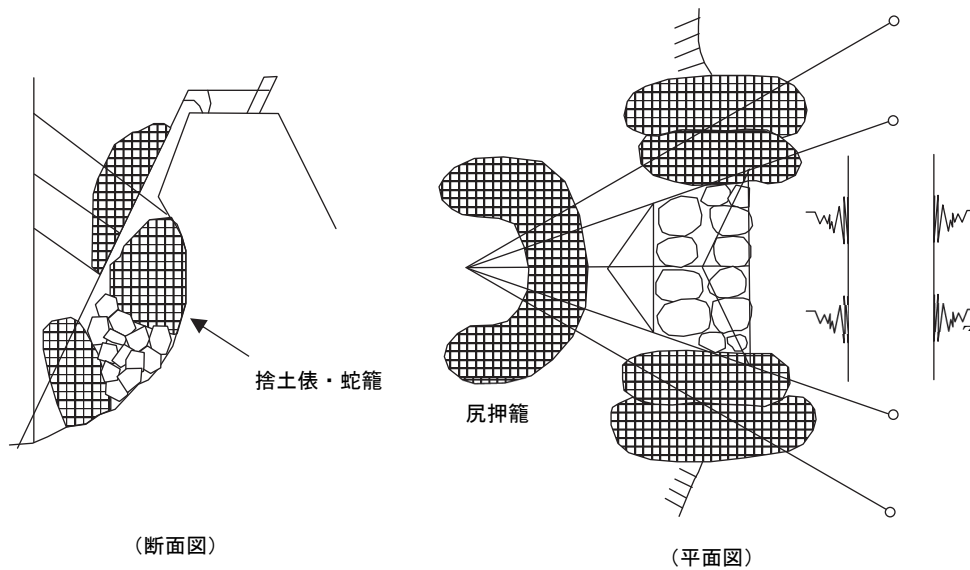
(5) 三基枠

目的 流水の激突を緩和し、堤脚崩壊面の拡大防止

- 作成法
- ア 前脚と桁・後脚の結束 (前脚と桁は直角)
  - イ 中合掌木の結束 (結束は鉄線により十字結び・斜め結び)
  - ウ 砂払木の結束
  - エ 棚数材の結束



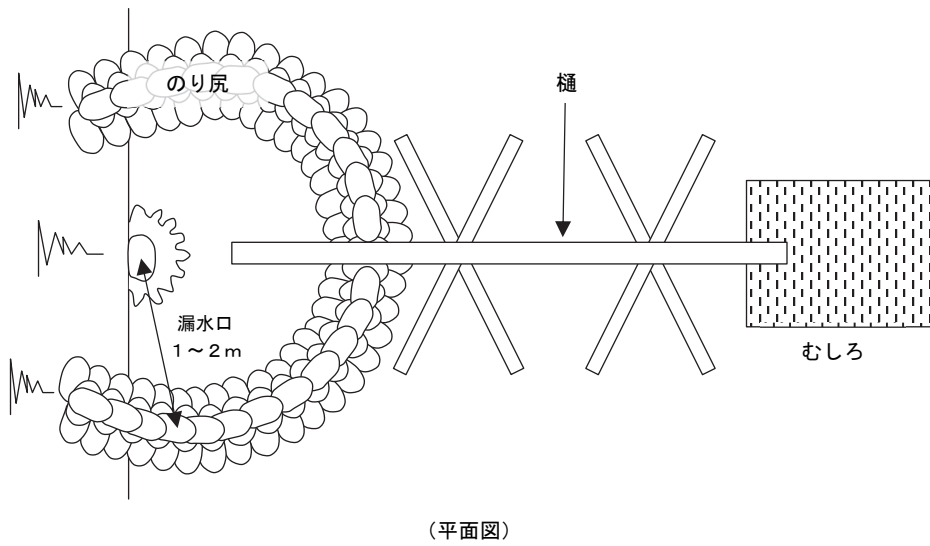
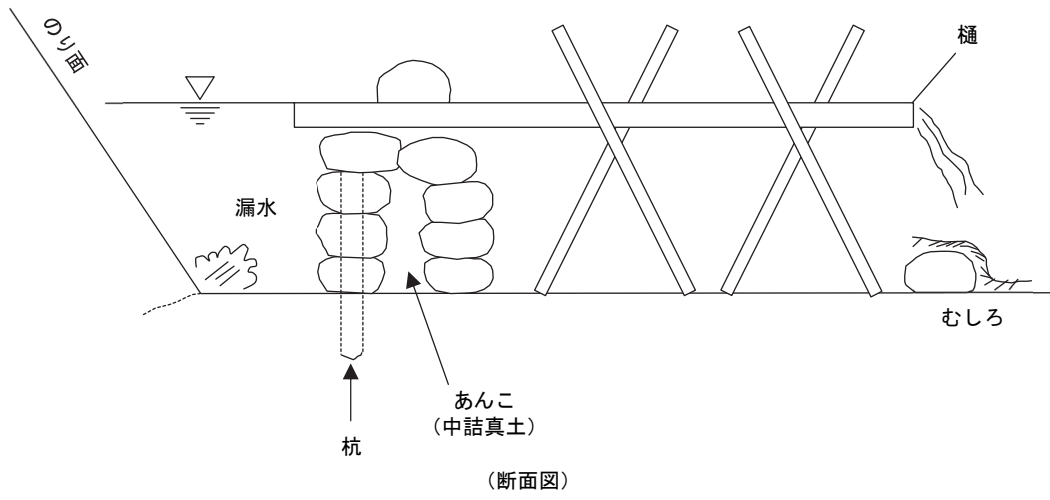
人力設置（作業中ののりくずれに特に注意）



(6) 月の輪

目的 川裏の漏水を、土俵堤を築造して漏水圧を弱める。

作成法 漏水口の周囲に土俵を半月状（半径1.2m～2.0m）に積上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路等に放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度とする。土俵堤の安定をよしとするため柱を打つ。透水は樋を作り土俵堤から放水させ流水口には葎をあて洗掘を防ぐ。



資料10-2 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現在
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川(土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連絡水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川(土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川(むしろ、竹の入手困難)	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
漏水 居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
	水マット式 釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
	水マット 月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現在
漏水	居住側 (川裏) 対策	たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ 張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川(漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側 (川表) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ 張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川(むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
深掘れ (洗堀)		むしろ張り工、 継ぎむしろ張り工、 シート張り工、 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
決壊	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） ↳居住側堤防斜面（裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり） 崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現在
居住側堤防斜面(裏のり)崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
	くい打ち積み 土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
	土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
	つなぎくい 打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
	さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
	築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

資料10-3 水防立入検査証

(表)	(裏)
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">水防立入検査員証</p> <p style="text-align: center;">所属</p> <p style="text-align: center;">職名</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、水防法(昭和24年法律第193号)第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">妹背牛町長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p>	<p style="text-align: center;">水防法 (抜粋)</p> <p>第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>

縦9センチメートル  
横6センチメートル

資料10-4 公用負担権限委任証

第 号

公用負担権限委任証

住 所

職 名

氏 名

上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明します。

年 月 日

委任者 氏名 印

(縦 9 cm 横 6 cm)

資料10-5 公用負担命令票

第 号

公 用 負 担 命 令 票

住 所  
氏 名

水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

- 1 目的物
  - (1) 所在地
  - (2) 名 称
  - (3) 種 類 (又は内容)
  - (4) 数 量
- 2 負担内容  
(使用・収容・処分等について詳記すること)

年 月 日

命令者 職 氏名 印

資料10-6 水防報告様式例

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出 水 の 状 況									
水 防 実 施 箇 所									
日 時									
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		人
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法	箇 所		m						
	工 法								
水 防 の 結 果	効果 被害	堤防 m m	田 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	畑 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使 用 資 機 材	か ます、俵					居 住 者 の			
	万 年、土俵					出 動 状 況			
	な わ					水 防 関 係 者 の			
	丸 太					死 傷			
	そ の 他					雨 量 水 位 の 状 況			
水 防 活 動 に 関 する 自 己 評 価  備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

# 11 様式

## 様式1 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

### 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名	
担当者職氏名	
連絡先	TEL FAX

災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と す る 区 域		希望する活動内容							
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況	離着陸場名								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか)							
必 要 と す る 資 機 材	現地での資機材確保状況								
	特 記 事 項								
傷 病 者 の 搬 送 先		救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況							
他 機 関 の 応 援 状 況	他に応援している機関名								
	現場付近で								
	活動中の航空機の状況								
現 地 最 高 者 指 揮	(機関名)	(職・氏名)							
無 連 絡 方 法	(周波数) Hz								
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式2 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 年 月 日 号

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航容量第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時									
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	【地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況 ・ 措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式3 救急患者の緊急搬送情報伝達票

第 報

要請日時	令和 年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	妹背牛町	電話		FAX	
担当課・職・氏名		職名		氏名	
2 依頼病院名				電話	
所在地				FAX	
担当医師名・科名			担当課 氏名		
3 受入病院名				電話	
所在地				FAX	
担当医師名・科名			直通内線番号		
受入病院の了承 ふりがな	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
4 患者氏名	生年月日	年 月 日			歳
	体重	kg	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業	
住所				感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
病名			<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日		
経過				血圧： mmHg	脈拍： 回/分
				呼吸： 回/分	体温： ℃
	意識レベル (JCS)：				
航空機による搬送 が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 (主な理由： )				
気圧変化	<input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ( )				
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)					
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容： )					
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由： )					
6 付添添乗者	氏名	性別	年齢	体重	その他
医師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医 (理由： )
看護師			歳	kg	
付添人			歳	Kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項
①点滴			kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸血ポンプ有あり 80以上サイズ × (cm)
②シリンジポンプ			kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ボンベ			kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④モニター類			kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他
⑤保育器			kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)
⑥人口呼吸器			kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)
⑦救急バック			kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他			kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院： 受入病院：			メモ	

※市町村はNo. 1～No. 7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No. 4「経過」、No. 5についてラン内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

## 様式4 自衛隊災害派遣要請

第 号  
年 月 日

北 海 道 知 事 様

妹背牛町長 印

### 自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

#### 記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項  
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

様式 5 自衛隊災害派遣撤収要請

第 号  
年 月 日

北 海 道 知 事 様

妹背牛町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

様式6 公用令書

1 第1号様式

従事第号	公 用 令 書		住所 名前	
災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり		従事 協力	を命ずる。	
年 月 日		処分権者 印		
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備考				

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

2 第2号様式

保管第号	公 用 令 書		住所 名前	
災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり、物資の保管を命ずる。				
年 月 日		処分権者 印		
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

3 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 名前 災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり 土地 管理 家屋 を 使用 施設 する。 物資 収容 年 月 日 処分権者 印							
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

4 第4号様式

変 更 第 号 公 用 令 書 住所 名前 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を 次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 印	
変更した処分の内容	

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

5 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書	住所 名前
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を 取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。		
年 月 日	処分権者	印

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

6 第6号様式

No. 防 災 立 入 検 査 票 所属 職名 氏名 年 月 日生 上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づ く権限を有するものであることを証明する。 年 月 日交付 妹背牛町長 印 交付責任者 印	↑ 6 cm ↓
← 9 cm →	

(裏)

注 意 1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝 手に訂正してはならない。 2. 本票は年月日まで有効とする。 3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明 になったときは速やかに返還しなければならない。 4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速や かに文書をもって届出なければならない。
---

## 様式7 罹災証明書に関する様式

様式第1号（第4条関係）

## 罹災証明書・被災届出証明書交付申請書

年 月 日

妹背牛町長 様

（窓口に来た人） 申請者	住 所			
	ふりがな			
	氏名・法人名			
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	罹災者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
（証明が欲しい人） 罹災者	住 所			
	ふりがな			
	氏名・法人名 （世帯主・代表者）			
	生年月日	年 月 日	電話番号	
罹災日時	年 月 日	午前・午後	時 分頃	
罹災場所 <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 罹災者 と同じ				
罹災の原因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> 風害 <input type="checkbox"/> 雪害 <input type="checkbox"/> その他			
罹災物件	<input type="checkbox"/> 住家 （ <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家（所有者名： ））			
	<input type="checkbox"/> 非住家 （ <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> カーポート <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 家財 <input type="checkbox"/> その他（ ））			
罹災状況	※出来るだけ詳しくご記入ください。			
証明書の使用目的				
必要な証明	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 被災届出証明書（ ）枚			
添付書類	<input type="checkbox"/> 罹災状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 罹災物件の位置がわかる図面 <input type="checkbox"/> その他			
特記事項				

※注意事項：代理人による申請の場合は、委任状を持参してください。

罹災後30日以上経過している場合は、理由書を添付してください。

本人確認書類 （町使用欄）	本人確認： <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ） 法人確認： <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	整理番号
------------------	---	------

様式第2号（第4条関係）

## 委任状

（代理人）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め、

- 罹災証明書又は被災届出証明書の申請
- 罹災証明書又は被災届出証明書の受領

に関する権限を委任します。

年 月 日

（委任者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※記入する全ての項目は、委任する本人がご記入ください。

様式第 3 号(第 6 条関係)

(整理番号)

# 罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

氏 名 続柄 年齢

世帯構成員

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家*の 所在地	
住家*の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)

建物区分 用途【 】 構造【 】 面積【

㎡】

浸水区分等 床上浸水 床下浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

妹背牛町長

Ⓔ

様式第4号(第6条関係)

(整理番号)

# 被 災 届 出 証 明 書

世帯主住所
世帯主氏名

氏 名 続柄 年齢

世帯構成員

被災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災物件の 所在地	
被災の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)

建物区分 用途【 】構造【 】面積【  
m<sup>2</sup>】

浸水区分等 床上浸水 床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害

上記のとおり、被災の状況を届出たことを証明します。

年 月 日

妹背牛町長

Ⓢ

様式第5号(第8条関係)

(整理番号)

## 罹災証明再調査申請書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家*の所在地			
住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)		
建物区分	用途【	】構造【	】面積【 m <sup>2</sup> 】
浸水区分等	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水		

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

再調査理由			
再調査被害箇所	<input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 柱(又は耐久壁) <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 内壁 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 床(階段含む) <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> その他( )		
住家以外の被害			

- ・従前に交付を受けた罹災証明書を添付してください。  
上記のとおり、被害認定の再調査を申請します。

年 月 日

申請者





様式 8 気象情報等受理簿

気象情報等受理簿

年 月 日		午前		受信方法	
		午後		電話・無線・その他	
時 分		時 分			
発信者		受信者			
予警報 の種類		発表 時刻		午前 午後	時 分
受 理 事 項					
処 理 方 法					

## 様式9 炊き出し給与状況

施設名 年月日					合計	実支出額
		/	朝			
昼						
晩						
/	朝					
	昼					
	晩					
~~~~~						
計	朝					
	昼					
	晩					

様式10 世帯構成員別被害状況

年 月 日

妹背牛町

世帯構成員別 被害別	世帯構成員別								計	小学校	中学校
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	人世帯			
全壊（焼）											
流失											
半壊（焼）											
床上浸水											

様式11 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

妹背牛町

世帯			1人世帯				2人世帯				3人世帯				計			
			円				円				円							
品名	単価	区分	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額
計																		

様式12 物資受払簿

物資受払簿

妹背牛町

品名			単位呼称	枚		備考
	年月日	摘要		受	払	
~~~~~						

- (注) 1 「摘要」欄は、購入先、受入先及び払出先を記入すること  
 2 最終行欄は、道からの受入分及び町調達分別に受・払・残の計及び金額を明らかにしておくこと。

様式13 物資給与及び受領簿

物資給与及び受領簿

妹背牛町

住宅被害 程度区分	1 全壊(焼) 2 流失 3 半壊(焼) 4 床上(下)浸水	世帯 構成員数	
--------------	-----------------------------------	------------	--

災害救助用物資として、次のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主氏名

㊞

給与年月日	品目	数量	備考	給与年月日	品目	数量	備考
~~~~~							

- (注) 罹災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

様式14 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅台帳

妹背牛町

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家 族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 区分	竣工 月日	入居 月日	実支出額
		人								円
計	世帯									

